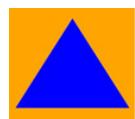
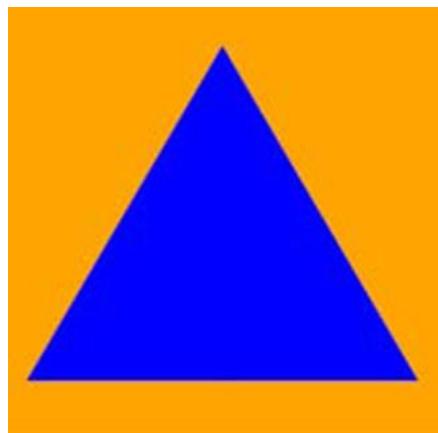


熊本市国民保護計画



※ 表紙のマークは、国民保護措置を行う団体とその要員、建物及び物品の保護並びに避難所を識別するために使用するものです。ジュネーヴ諸条約追加議定書 I (1949年) で定められている国際的な標章です。

令和6年6月

熊 市

目 次

第1章 総論

第1節 市の責務、計画の位置づけ、構成等	1
第1項 市の責務及び市国民保護計画の位置付け	
第2項 市国民保護計画の構成	
第3項 市国民保護計画の見直し、変更手続	
第4項 市地域防災計画等との関連	
第2節 国民保護措置に関する基本方針	2
第1項 基本人権の尊重	
第2項 国民の権利利益の迅速な救済	
第3項 国民に対する情報提供	
第4項 関係機関相互の連携協力の確保	
第5項 国民の協力	
第6項 高齢者、障がいのある方等への配慮及び国際人道法※の的確な実施	
第7項 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮	
第8項 国民保護措置に従事する者等の安全の確保	
第9項 外国人への国民保護措置の適用	
第3節 関係機関の事務又は業務の大綱等	4
第1項 国民の保護に関する措置の仕組み	
第2項 関係機関の事務又は業務の大綱	
第4節 市の地理的、社会的特徴	7
第1項 地形	
第2項 気候	
第3項 人口分布	
第4項 水資源(豊富な地下水)	
第5項 道路の位置等	
第6項 鉄道、空港、湾口の位置等	
第7項 自衛隊施設等	
第8項 警察力	
第9項 消防力	
第10項 石油コンビナート等特別防災区域等	
第11項 医療施設	
第12項 観光客	
第5節 市国民保護計画が対象とする事態	9
第1項 武力攻撃事態	
第2項 繁急対処事態	

第2章 平素からの備えや予防

第1節 組織・体制の整備等	13
第1項 市における組織・体制の整備	
第2項 関係機関との連携体制の整備	
第3項 通信の確保	
第4項 情報収集・提供等の体制整備	
第5項 研修及び訓練	
第2節 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	23
第1項 避難に関する基本的事項	

第2項	避難実施要領のパターンの作成	
第3項	救援に関する基本的事項	
第4項	運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等	
第5項	避難施設の指定	
第6項	生活関連等施設の把握等	
第3節 物資及び資材の備蓄、整備	・・・・・・・・・・・・	26
第1項	市における備蓄	
第2項	市が管理する施設及び設備の整備及び点検等	
第4節 国民保護に関する啓発	・・・・・・・・	27
第1項	国民保護措置に関する啓発	
第2項	武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発	

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	・・・・・・・・	28
第1項	事態認定前における緊急事態連絡本部の設置及び初動措置	
第2項	市連絡本部設置後の体制等	
第2節 市対策本部の設置等	・・・・・・・・	31
第1項	市対策本部の設置	
第2項	市対策本部の組織構成及び機能	
第3項	通信の確保	
第3節 関係機関相互の連携	・・・・・・・・	40
第1項	国・県の対策本部との連携	
第2項	知事、指定行政機関の長指定地方行政機関の長等への措置要請等	
第3項	自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等	
第4項	他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託	
第5項	指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請	
第6項	市の行う応援等	
第7項	ボランティア団体等に対する支援等	
第8項	住民への協力要請	
第4節 警報及び避難の指示等	・・・・・・・・	43
第1項	警報の伝達等	
第2項	避難住民の誘導等	
第5節 救援	・・・・・・・・	53
第1項	救援の実施	
第2項	関係機関との連携	
第3項	救援の内容	
第4項	医療活動等実施する際に特に留意すべき事項	
第5項	救援の際の物資の壳渡し要請等	
第6節 安否情報の収集・提供	・・・・・・・・	57
第1項	安否情報の収集	
第2項	県に対する報告	
第3項	安否情報の照会に対する回答	
第4項	日本赤十字社に対する協力	
第7節 武力攻撃災害への対処	・・・・・・・・	60
第1項	武力攻撃災害への対処	
第2項	応急措置等	
第3項	警戒区域の設定	
第4項	応急公用負担等	

第5項	消防に関する措置等	
第6項	生活関連等施設における災害への対処等	
第7項	武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等	
第8節	被災情報の収集及び報告	67
第1項	被災情報の収集及び報告	
第9節	保健衛生の確保その他の措置	68
第1項	保健衛生の確保	
第2項	廃棄物処理	
第10節	国民生活の安定に関する措置	69
第1項	生活関連物資等の価格安定	
第2項	避難住民等の生活安定等	
第3項	生活基盤等の確保	
第11節	特殊標章等の交付及び管理	70
第1項	国民保護で規定される赤十字標章等及び特殊標章等	
第2項	赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理	

第4章 復旧等

第1節	応急の復旧	73
第1項	基本的考え方	
第2項	公共的施設の応急の復旧	
第2節	武力攻撃災害の復旧	73
第1項	国における所要の法制の整備等	
第2項	市が管理する施設及び設備の復旧	
第3節	国民保護措置に要した費用の支弁等	74
第1項	国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求	
第2項	損失補償、実費弁償及び損害補償	
第3項	総合調整及び指示に係る損失の補てん	

第5章 緊急対処事態への対処

第1節	緊急対処事態への対処	75
第1項	緊急対処事態	
第2項	緊急対処事態における警報の通知及び伝達	

第1章 総論

第1節 市の責務、計画の位置づけ、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務があることから、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

第1項 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

1 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び熊本県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、熊本市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

2 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務に照らし、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

3 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

第2項 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各章により構成する。

第1章 総論

第2章 平素からの備えや予防

第3章 武力攻撃事態等への対処

第4章 復旧等

第5章 緊急対処事態への対処

第3項 市国民保護計画の見直し、変更手続

1 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

2 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更に当たっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする。ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び県への協議は要しない。

第4項 市地域防災計画等との関連

1 熊本市地域防災計画等との関連

市国民保護計画は、国民保護法に基づき、武力攻撃事態等及び緊急対処事態への対応などについて定めるものに対し、「熊本市地域防災計画」（以下「市地域防災計画」という。）は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて、地震や風水害などの自然災害又は大規模事故などに対処するもので、別の法体系によるものである。しかし、災害の発生原因は異なるものの、対処には類似性がある場合が考えられる。市国民保護計画では、武力攻撃事態等及び緊急対処事態等における特有の事項について定めており、この計画に定めのない事項については市地域防災計画又は、市事件等対処計画の定めの例により対応する。

2 熊本市避難行動要支援者支援計画との関連

災害時に自ら避難することが困難な方の避難については「熊本市避難行動要支援者支援計画」（以下「市避難行動支援者支援計画」という。）を準用する。

第2節 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

第1項 基本人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

第2項 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理するよう努める。

第3項 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

第4項 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町村並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

第5項 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。

この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団並びに自主防災クラブ、校区防災連絡会及び避難所運営委員会など地域住民で構成される防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

第6項 高齢者、障がいのある方等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障がいのある方その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、市は、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

第7項 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重その他の特別な配慮

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性に照らして、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

第8項 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

第9項 外国人への国民保護措置の適用

憲法第3章に規定する国民の権利及び義務に関する規定が、その性質上外国人に適用できないものを除き、外国人にも適用されるものと解されており、日本に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

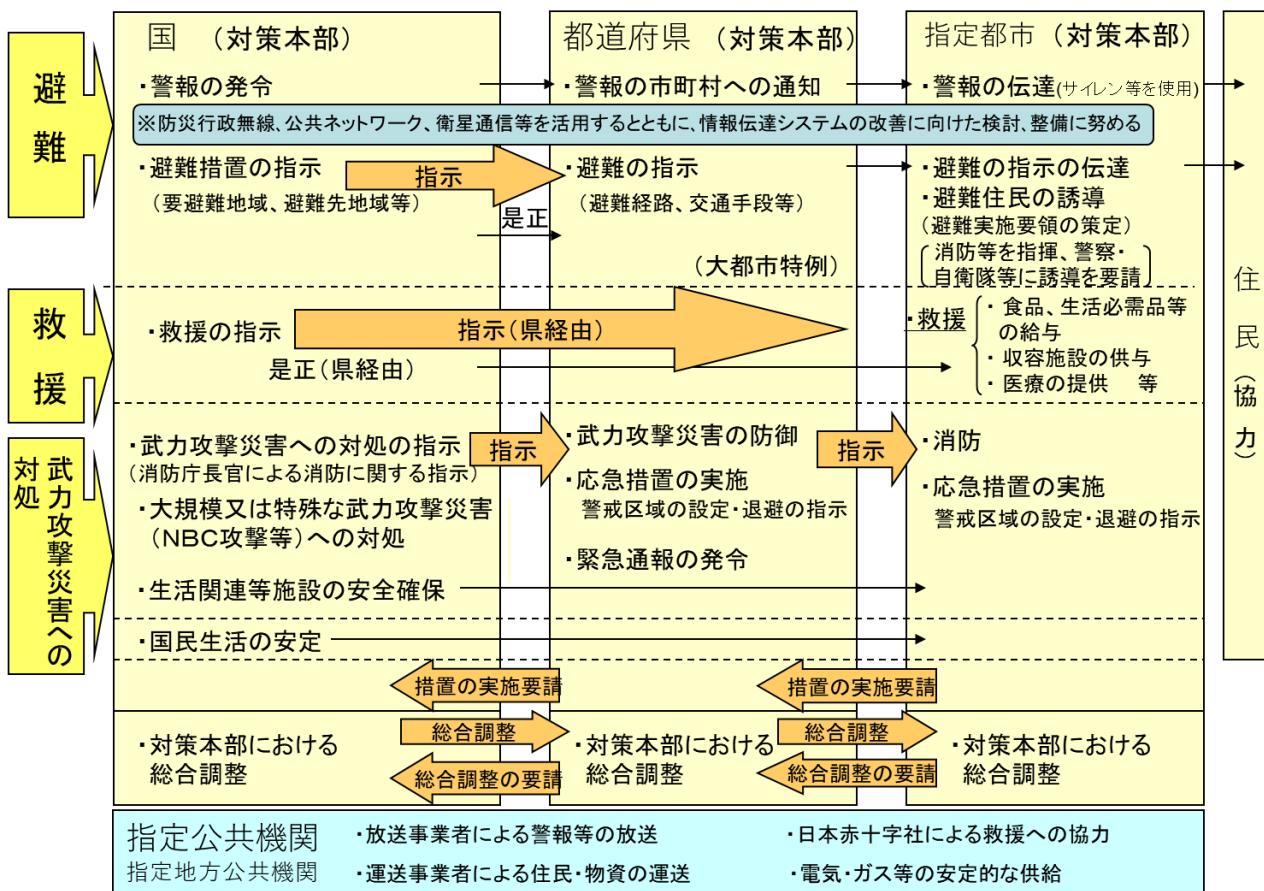
第3節 関係機関の事務又は業務の大綱等

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市の役割を確認するとともに、関係機関の事務又は業務の大綱、連絡先等をあらかじめ把握しておく。

第1項 国民の保護に関する措置の仕組み

国民保護措置の全体の仕組みを図示すれば下記のとおりである。

国民の保護に関する措置の仕組み



国、地方公共団体、指定公共機関等が相互に連携

第2項 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、指定地方行政機関並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、おむね次に掲げる業務を処理する。

【市】

機関名称	事務又は業務の大綱
熊本市	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【県】

機関名称	事務又は業務の大綱
熊本県	1 国民保護計画の作成 2 国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、都道府県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格安定等のための措置その他の国民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
九州管区警察局	1 管区内各県警察の国民保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
九州防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整
九州総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
九州財務局	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会

長崎税関	1 輸入物資の通関手続
九州厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
熊本労働局	1 被災者の雇用対策
九州農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
九州森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
九州経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
九州産業保安監督部	1 鉱山における災害時の応急対策 2 危険物等の保全
九州地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧
九州運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
大阪航空局	1 航空機の航行の安全確保
福岡管区気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第十管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
九州地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

【指定公共機関及び指定地方公共機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
災害研究機関	1 武力攻撃災害に関する指導、助言等
放送事業者	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
運送事業者	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
空港運営権者	1 飛行場使用に関する連絡調整
電気通信事業者	1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い
電気事業者	1 電気の安定的な供給
ガス事業者	1 ガスの安定的な供給
郵便事業を営む者	1 郵便の確保
医療機関及び医療関係機関	1 医療の確保
河川管理施設及び道路の管理者	1 河川管理施設及び道路の管理
日本赤十字社	1 救援への協力 2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

(熊本県国民保護計画から引用)

第4節 市の地理的、社会的特徴

市は、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、その地理的、社会的特徴等について確認することとし、以下のとおり、国民保護措置の実施に当たり考慮しておくべき市の地理的、社会的特徴等について記述する。

第1項 地形

本市は、熊本県の中央部にあって有明海に面し、坪井川、白川、緑川の3水系の下流部に形成され熊本平野の大部分を占めている。阿蘇山系と金峰山系との接合地帯の上に位置する本市は数多くの山岳、丘陵、台地、平野等によって四方を囲まれている。市域の西北方は金峰山地、北部は台地、東部は遠く阿蘇山地に囲まれ、東方から西南にかけて開けている地形を有している。

第2項 気候

本市は、阿蘇山系と金峰山系の接合地帯の上に位置し、多くの山岳、丘陵台地などに四方を囲まれている。このため、年平均気温は17.2℃と概して温暖であるが、内陸的な気候を示し、夏の暑さ、冬の寒さは共に厳しく、1月の日最低気温の月平均値の1.6℃に対し、8月の日最高気温の月平均値は33.3℃となっている。降水量は年間約2,000mmであるが、梅雨期に集中しており6月～7月の2ヶ月間で年間降水量の約4割を占めている。

第3項 人口分布

本市の総人口は、令和4年（2022年）10月現在で約74万人であるが、周辺の町村を含めた熊本都市圏の人口は約121万人で、熊本県内では、この地域への一極集中が顕著である。

また本市では、65歳以上の高齢者人口は約20万人で総人口に占める割合は約25%であり、年々高齢化が進んでいる。

第4項 水資源（豊富な地下水）

本市は、約74万人の市民が1日、約22万立方メートルの水道水を使用している。その水道水は、すべて地下水で賄われ、人口50万人以上の都市では、熊本市以外に例を見ない。このため、主に河川水や湖・沼水を水道水源とする地域のようにダムや浄水場など大規模施設を設置する必要がないが、水道施設が市内各所に分散しているという特徴がある。

第5項 道路の位置等

九州の中央部に位置する本市は、南北に国道3号及び九州縦貫自動車道、東西に国道57号ほか、放射状に主要幹線道路が走っている。

また、本市の西側には、熊本西環状道路として自動車専用道路を本市において整備中である。

第6項 鉄道、空港、港湾の位置等

本市の道路以外の交通施設としては、以下のとおりである。なお、空港は熊本空港が市に隣接して立地している。

1 鉄道

事業主	路線名	区間
九州旅客鉄道(株)	鹿児島本線	門司港（北九州市）～八代駅（八代市） 川内駅（鹿児島県薩摩川内市）～鹿児島駅（鹿児島市）
	九州新幹線	博多駅（福岡市）～鹿児島中央駅（鹿児島市）
	豊肥本線	熊本駅（熊本市）～大分駅（大分市）
熊本電気鉄道(株)	菊池線	上熊本駅（熊本市）～御代志駅（合志市御代志）
	藤崎線	北熊本駅（熊本市）～藤崎宮前駅（熊本市）
熊本市交通局	路面電車	A路線（熊本駅～健軍） B路線（上熊本駅～健軍）

2 港湾

名称	所在地	管理者	主な港湾施設
熊本港	熊本市西区 新港1丁目	熊本県	<ul style="list-style-type: none"> -7.5m岸壁 : 1 バース (5,000t 級) -5.5m岸壁 : 3 バース (2,000t 級) -5m岸壁 : 2 バース (フェリー) -4.5m岸壁 : 2 バース (700t 級) 野積場・荷捌地 : 87,554 m²

第7項 自衛隊施設等

本市には、熊本市東区東町の健軍駐屯地に陸上自衛隊西部方面総監部が所在し、熊本市北区八景水谷の北熊本駐屯地に陸上自衛隊第八師団司令部が所在するなど、陸上自衛隊の施設が所在する。

なお、本市には、米軍基地は所在しない。

第8項 警察力

本市には、中央区の一部、西区の一部を管轄する中央警察署、東区を管轄する東警察署、中央区、西区の一部、南区を管轄する南警察署、北区を管轄する北合志警察署が所在する。

第9項 消防力

本市の消防力は、1局6署15出張所2庁舎（受託消防事務1署1出張所含む）職員数810人（条例定数）消防団は、1団16方面隊87分団4、800人（条例定数）である。特に、日頃からの教育訓練により、災害対応の技術・知識を習得し、かつ、地域の状況を把握した消防団員が多数存在することは、地域の消防・防災力の高さに繋がっている。

第10項 石油コンビナート等特別防災区域等

本市には石油コンビナート等特別防災区域は存在しないが、熊本県八代市（本市の南約30kmに位置する）に、石油の貯蔵・取扱量約10万キロリットルを有する特別防災区域が現存する。また、近隣県である佐賀県玄海町に九州電力㈱玄海原子力発電所、鹿児島県薩摩川内市に九州電力㈱川内原子力発電所が所在する。

第11項 医療施設

本市における災害医療体系は、基幹災害拠点病院（熊本赤十字病院）を含め、大規模災害時に医療の拠点となる病院として8施設が指定されている。また医療施設数は病院が91施設、一般診療所が653施設を有する。

第12項 観光客

本市を訪れる観光客は、コロナ禍以前の令和元年（2019年）では年間平均約600万人、うち、宿泊客が約280万人である。

また、外国からの観光客も約71万人、宿泊客約34万人となっている。

観光客のほとんどが地域の地理に不案内であり、近隣住民とも繋がりがないと考えられ、特に外国からの観光客については、言葉や習慣の違い等もあることから、避難誘導等の手法に留意することが必要である。

第5節 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急対処事態を対象とする。

第1項 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている以下の事態を対象とする。

1 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定としては、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものになるかについて一概に言えないが、市国民保護計画においては、県国民保護計画において想定されている以下に掲げる事態を対象とする。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

(1) 着上陸侵攻

島国であるわが国の領土を占領しようとする場合、侵攻国は、侵攻正面で海上・航空優勢を得た後、海又は空から地上部隊を上陸又は着陸させることになるが、そのような武力攻撃事態をいう。

(2) ゲリラ特殊部隊による攻撃

ゲリラや特殊部隊を密かに潜入させ、政経中枢やライフラインの破壊等、同時多発的に、あるいは作戦目標を達成するまで反復して隠密・奇襲的な攻撃を行うような攻撃事態をいう。

(3) 弹道ミサイル攻撃

弾道ミサイルは、主にロケットエンジンで推進し、発射後大気圏の高層や宇宙空間まで上昇し、ロケットが燃え尽きた後はそのまま慣性で飛翔し、放物線を描いて目標地点に到達する兵器であるが、核・生物・化学兵器と組み合わせて使用された場合、深刻な被害をもたらす可能性のある攻撃事態をいう。

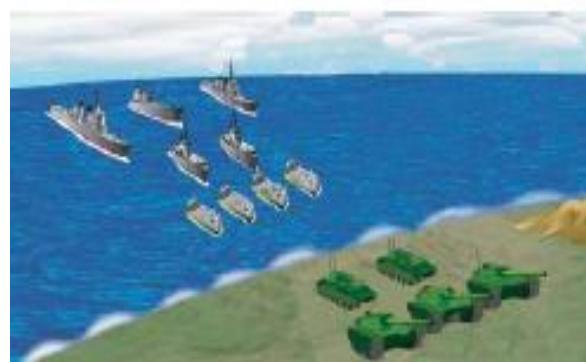
(4) 航空攻撃

航空機からの爆弾投下やロケット弾等による攻撃により、特定の意図を達成するため行われる航空機による攻撃事態をいう。航空攻撃はその意図を達成するまで反復して行われることも考えられる。

2 基本指針に示されている類型毎の特徴

(1) 着上陸侵攻の場合

- 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、敵国による船舶、戦闘機の集結状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも想定される。
- 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合に限っては、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油及び可燃性ガスの貯蔵施設など、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。



(2)ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合



○ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、敵もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることが考えられる。そのため、都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダムなどに対する注意が必要である。

○ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生も想定され、例えば近隣県の原子力発電所が攻撃された場合には被害の範囲が拡大するおそれがある。

また、汚い爆弾（以下「ダーティボム」という）が使用される場合がある。

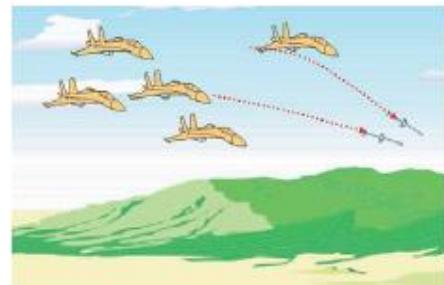
(3) 弹道ミサイル攻撃の場合



○ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予想され、弾頭の種類（通常弾頭又はN B C弾頭）を弾着前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

○ 通常弾頭の場合には、N B C弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

(4) 航空攻撃の場合



○ 弹道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。

○ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインのインフラ施設が目標となることもあり得る。

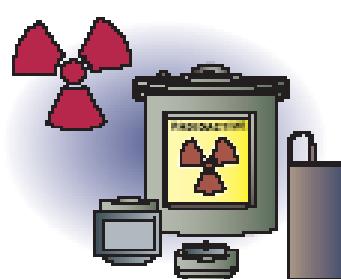
○ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

3 基本指針に示されたN B C攻撃の場合の対応

(1) 核兵器等 (Nuclear weapons)

○ 核兵器を用いた攻撃（以下「核攻撃」という。）による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能（物質に中性子が放射されることによって、その物質そのものが持つようになる放射能）による残留放射線によって生ずる。核爆発によって①熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、②爆発時に生じた放射能を持った灰（放射性降下物）からの放射線と、③初期核放射線を吸収した建築物や土壤から発する放射線に区分される。このうち①及び③は、爆心地周辺において被害をもたらすが、②の灰（放射性降下物）は、爆心地付近から降下し始め、しだいに風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

○ 放射性降下物は、放射能を持った灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的に熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる



外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実に行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

- ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

(2) 生物兵器 (Biological weapons)

○ 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。

○ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。したがって、厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

(3) 化学兵器 (Chemical weapons)

○ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地面をはうように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

○ このため、国、地方公共団体等関係機関の連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。

また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。



第2項 緊急対処事態

市民保護計画における緊急対処事態として、県民保護計画に示された以下に掲げる事態を対象とする。

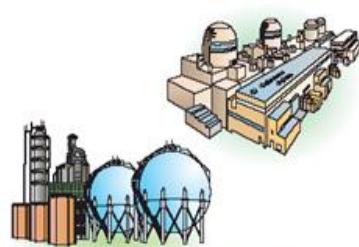
1 攻撃対象施設等による分類

(1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
近隣県の原子力発電所の破壊、石油及び可燃性ガスの貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊。

【被害の概要】

ア 近隣県の原子力発電所が攻撃を受けた場合の主な被害。

- 大量の放射性物質等が放出され、本市住民にも被ばくが及ぶ。
- 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。



イ 石油及び可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害。

- 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。

ウ 危険物積載船が攻撃を受けた場合の主な被害。

- 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生じる。

エ ダムが破壊された場合の被害。

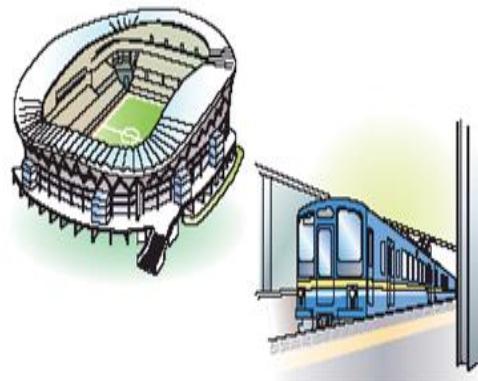
- ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

(2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
が行われる事態。

大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破。

【被害の概要】

- 大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。



2 攻撃手段による分類

(1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

ダーティボム等の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入。

【被害の概要】

ア 放射性物質等

- ダーティボムの爆発による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。

- ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

イ 生物剤（毒素を含む）による攻撃

- 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。

- 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

(2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

ア 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

イ 弹道ミサイル等の飛来



【被害の概要】

- 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

- NBC とは、[核 : Nuclear]、[生物 : Biological]、[化学 : Chemical]の頭字語
- CBRNE” とは、[化学 : Chemical]、[生物 : Biological]、[放射性物質 : Radiological]、
[核 : Nuclear]、[爆発物 : Explosive]を指す頭字語

「NBC 災害」が冷戦期に国家の保有する大量破壊兵器の分類から作られたのに対し、「CBRNE 災害」は冷戦終結前後より頻発した、テロ等の非国家主体による無差別な暴力の増加と多様化により、こうしたリスクがより身近となったことで作られた。「CBRNE 災害」は、特にテロ対策等の文脈で言及されることが多いため、テロの増加により、近年では「NBC 災害」よりも「CBRNE 災害」の方が一般的になりつつある。

分類	名称	具体例
N	核(N)	原子爆弾、水素爆弾
B	生物(B)	炭疽菌、天然痘、ペスト等
C	化学(C)	サリン、VX、塩素ガス等
C	化学(C)	サリン、VX、塩素ガス等
B	生物(B)	炭疽菌、天然痘、ペスト等
R	放射性物質(R)	ダーティ・ボム、原発事故、物質としてはウランやプルトニウム等
N	核(N)	原子爆弾、水素爆弾等
E	爆発物(E)	TNT、可燃性ガス、マグネシウム等

第2章 平素からの備えや予防

第1節 組織・体制の整備等

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各局・区役所の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

第1項 市における組織・体制の整備

1 市の各局・区役所における平素の業務

市の各局・区役所は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る業務を行う。

部局名	平素の業務
各局・区 共通	<ul style="list-style-type: none">① 県及び関係する近隣市町村並びに指定公共機関等からの情報収集、連絡調整に関すること② 所管する市有施設の管理に関すること
政策局	<ul style="list-style-type: none">① 市国民保護計画作成に関する事項② 市国民保護協議会の設置及び運営に関する事項③ 各局・区役所、県、関係機関との連絡調整に関する事項④ 国民保護に関する県、他の市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連携体制の整備に関する事項⑤ 避難施設の指定に関する事項⑥ 特殊標章等(赤十字標章等を除く)の交付及び使用許可に関する事項⑦ 警報の伝達に関する事項⑧ 国民保護に係る訓練に関する事項⑨ 国民保護の普及啓発に関する事項⑩ 国民保護に関する相互応援協定に関する事項⑪ 防災行政無線等非常通信体制の整備に関する事項⑫ 一般市民の避難誘導体制に関する事項⑬ 避難住民等の輸送能力の把握に関する事項⑭ 広報体制の整備に関する事項⑮ 外国人の避難に関する事項⑯ 被災時総合相談窓口の開設準備に関する事項
総務局	<ul style="list-style-type: none">① 他自治体への応援要請及び応援職員全般に関する事項② 各種情報ネットワークの非常時運用に関する事項③ 応急工事及び緊急物品等の契約に関する事項④ 車両の確保及び調達に関する事項⑤ 市庁舎の管理に関する事項
財政局	<ul style="list-style-type: none">① 財政措置に関する事項② 被害調査に関する事項
文化 市民局	<ul style="list-style-type: none">① 救援・義援物資の要請及び受入調整、配分計画に関する事項② 市民の安否情報に関すること③ 災害ボランティアに関する事項

健康 福祉局	① 救援に関する事項 ② 医療救護体制の整備に関する事項 ③ 医薬品、衛生材料の備蓄に関する事項 ④ 危険物質等(毒物、劇物及び毒薬、劇薬)に係る武力攻撃災害の発生の防止に関する事項 ⑤ 災害時要援護者の避難誘導体制に関する事項 ⑥ 赤十字標章等の交付及び使用許可に関する事項 ⑦ 備蓄物資(食料・水・生活必需品)の在庫管理に関する事項
こども 局	① こどもの避難及び支援等に関する事項
環境局	① 災害廃棄物、生活ごみ及び汚水等の処理対応計画の整備に関する事項 ② 環境保全及び食品衛生の検査に関する事項
経済 観光局	① 観光者への避難に関する事項 ② 物資集積センターの開設及び施設管理に関する事項
農水局	① 農水産業の復興支援体制の整備に関する事項 ② 避難及び緊急輸送等に使用する舟の準備に関する事項
都市 建設局	① 被災建物応急危険度判定実施の準備に関する事項 ② 公園への避難者に対する誘導計画の整備に関する事項 ③ 避難生活者の住宅計画の整備に関する事項 ④ 道路障害物の除去計画の整備に関する事項 ⑤ 避難施設(公園、河川敷等)の管理運営体制整備に関する事項 ⑥ 避難者の輸送計画立案、実施等に関する事項 ⑦ 林業の復興支援体制の整備に関する事項
消防局	① 武力攻撃事態等における消防体制の整備に関する事項 ② 武力攻撃事態等における情報管理体制の整備に関する事項 ③ 避難誘導体制に関する事項 ④ 消防団との連絡調整に関する事項 ⑤ 消防局長が行う特殊標章の交付・許可に関する事項
上下 水道局	① 水道施設の安全確保に関する事項 ② 応急給水に関する事項 ③ 下水道施設の早期復旧計画の整備に関する事項
交通局	① 市電の臨時運行体制の整備に関する事項 ② 市電関係施設等の防災に関する事項
病院局	① 入院患者の安全確保に関する事項 ② 外来負傷者等の治療に関する計画の整備に関する事項
教育 委員会	① 避難施設(教育施設)の管理運営体制整備に関する事項 ② 児童生徒の避難誘導体制整備に関する事項 ③ 教育関係施設の把握、対策に関する事項 ④ 教育関係施設利用者の避難誘導に関する事項
議会局	① 災害に対する議会活動に関する事項
各区役 所	① 避難所及び救護所の開設・運営計画に関する事項 ② 防災倉庫及び備蓄倉庫の管理・配分計画に関する事項 ③ 安否情報の収集及び提供に関する事項 ④ 自主防災組織との連絡調整に関する事項 ⑤ 各区における情報収集、連絡調整に関する事項 ⑥ 警報の伝達、避難実施要領の内容の伝達、避難住民の誘導に関する事項

2 市職員の参集基準等

(1) 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員が迅速に確保できる体制を整備する。

(2) 24時間即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、消防局との連携を図りつつ速やかに市長及び危機管理防災部職員に連絡が取れる24時間即応可能な体制を確保する。

(3) 市の体制、職員参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、次の体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

【職員参集基準】

体制		参集職員
① 情報収集体制		政策局危機管理防災部職員が参集
② 緊急事態連絡本部体制		原則として、市国民保護対策本部体制に準じて職員の参集を行うが、具体的な参集基準は、個別の事態の状況に応じ判断
③ 国民保護（緊急対処事態）対策本部体制		全ての市職員が本庁又は出先機関等に参集

【事態の状況に応じた初動体制の確立】

事態の状況	体制の判断基準		体制
事態認定前	全局・区での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合		①
	全局・区での対応が必要な場合（現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）		②
事態認定後	国民保護対策本部設置の通知がない場合	全局・区での対応は不要だが、情報収集等の対応が必要な場合	①
		全局・区での対応が必要な場合（現場らかの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合）	②
	国民保護対策本部設置の通知を受けた場合		③

(4) 職員への連絡手段の確保

市の幹部職員及び危機管理防災部職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話、LINE、Teams等による連絡手段を確保する。

(5) 職員の参集が困難な場合の対応

市の幹部職員及び危機管理防災部職員が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員を代替職員として指定しておくなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

なお、市対策本部長及び市対策副本部長の代替職員については、以下のとおりとする。

【市対策本部長、市対策副本部長の代替職員】

	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	代替職員 (第3順位)
市対策本部長	副市長	危機管理監	政策局長
市対策副本部長	危機管理監	政策局長	総務局長

(6) 職員の服務基準

市は、(3)①～③の体制ごとに、参集した職員の行うべき所掌事務を定める。

(7) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、熊本市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保等

3 消防機関の体制

(1) 消防局における体制

消防局は、市における参集基準等と同様に、初動体制を整備するとともに、職員の参集基準を定める。

その際、市は、消防局における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

(2) 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことから、県と連携し、地域住民の消防団への加入促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。

また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団の積極的な参加を呼びかける。さらに、市は、消防局及び消防署における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

4 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【第2章 平素からの備えや予防】
第2節 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

項 目		担当課
損失補償 (法第159条第1項)	救援のための特定物資の収用 (法第81条第2項)	健康福祉政策課
	救援のための特定物資の保管命令 (法第81条第3項)	
	避難住民等に医療の提供を行うための土地等の使用 (法第82条)	医療対策課
	避難住民等に収容施設を供与する土地等の使用 (法第82条) 武力攻撃災害への対処のための応急公用負担 (法第113条第1項・第5項)	危機管理防災部
実費弁償 (法第159条第2項)	医療の実施の要請等に関する事項 (法第85条第1項・第2項)	医療対策課
損害補償 (法第160条)	避難住民の誘導に必要な援助についての協力要請 (法第70条第1・第3項)	危機管理防災部
	救援に必要な援助についての協力要請 (法第80条第1項)	
	消防、負傷者の搬送、被災者の救助等に必要な援助についての協力 (法第115条第1項)	消防局総務課
	住民の健康の保持・環境衛生の確保に必要な援助についての協力要請 (法第123条第1項)	健康福祉政策課
	医療の実施の要請等によるもの (法第85条第1項・第2項)	医療対策課
	不服申立てに関する事項 (法第6条、法第175条)	当該行政処分等を行った課(室)
	訴訟に関する事項 (法第6条、法第175条)	

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、熊本市文書に関する訓令(平成7年訓令第5号)等の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実に行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2項 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町村、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関との連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、個別の課題に関して関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関の意思疎通を図り、人的なネットワークを構築する。この場合において、市国民保護協議会の部会を活用すること等により、関係機関の積極的な参加が得られるように留意する。

2 県との連携

(1) 連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話・FAX番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう必要な連携を図る。

(2) 情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の協議

市は、国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態等において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近隣市町村との連携

(1) 近隣市町村との連携

市は、近隣市町村の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近隣市町村相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町村間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近隣市町村相互間の連携を図る。

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近隣市町村の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のN B C対応可能部隊数やN B C対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握等

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先（夜間連絡先含む。）、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、基幹災害拠点病院(熊本赤十字病院)及び災害拠点病院（7施設）、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

5 ボランティア団体等に対する支援

(1) 自主防災クラブ等に対する支援

市は、自主防災クラブ等のリーダーに対する研修等を通じて国民保護措置の周知及び自主防災クラブ等の活性化を推進し、その充実を図るとともに、自主防災クラブ、消防団及び市等との相互の連携が図られるよう配慮する。

また、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災クラブ等が行う消火、救助、救援等の

ための施設及び設備の充実を図る。

(2) 自主防災クラブ以外のボランティア団体等に対する支援

市は、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、社会福祉協議会その他のボランティア関係団体等との連携を図り、武力攻撃事態等においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備を図る。

第3項 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとし、自然災害その他の非常時における通信の円滑な運用を図ること等を目的として、関係省庁、地方公共団体、主要な電気通信事業者等で構成された非常通信協議会との連携に十分配慮する。

2 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実に行うため、情報伝達ルートの多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	武力攻撃事態等における警報や避難装置の指示等を迅速かつ確実に通知・伝達できるよう、緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）及び防災行政無線等を中心に、情報通信手段の的確な管理・運用・整備を行う。
	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
運用面	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。

無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
市民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がいのある方、外国人その他の情報の伝達に際し支援を要する者及びその他通常の手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

第4項 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うため、情報収集・提供等の整備のために必要な事項について、以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 体制の整備に当たっての留意事項

体制の整備に際しては、防災における体制を踏まえ、効率的な情報の収集、整理及び提供や、武力攻撃災害により障害が発生した場合の通信の確保に留意する。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

(3) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。

この場合において、民生委員や熊本市社会福祉協議会、熊本市国際交流振興事業団等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がいのある方、外国人等に対する伝達に配慮する。

(2) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安部等との協力体制を構築する。

(3) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに迅速に警報の内容の伝達を行うため、市域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について連絡先・連絡方法等を定める。

(5) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の収集及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報の種類は、下表（収集・報告すべき情報）のとおりであり、「武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令」（以下「安否情報省令」という。）第1条に規定する様式第1号及び様式第2号の安否情報収集様式により、原則として安否情報システムを用いて収集する。また、収集した安否情報省令第2条に規定する様式第3号により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

1 避難住民・負傷住民

- ① 氏名
- ② フリガナ
- ③ 出生の年月日
- ④ 男女の別
- ⑤ 住所(郵便番号を含む。)
- ⑥ 国籍
- ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）
- ⑧ 負傷(疾病)の該当
- ⑨ 負傷又は疾病的状況
- ⑩ 現在の居所
- ⑪ 連絡先その他必要情報
- ⑫ 親族・同居者への回答の希望
- ⑬ 知人への回答の希望
- ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

2 死亡住民

- (上記①～⑦に加えて)
- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
- ⑨ 遺体が安置されている場所
- ⑩ 連絡先その他必要情報
- ⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対して回答することへの同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。

また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第5項 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県等が作成する国民保護に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災クラブのリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、e ラーニング等を活用する様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町村、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部、自衛隊等との連携による、N B C 攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な情報伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練を実施する。

また、防災訓練における実施項目を参考にし、以下に示す訓練を実施する。

ア 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練。

第2節 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

- イ 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練。
- ウ 避難誘導訓練及び救援訓練。

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ア 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを連携させる。
- イ 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自主防災クラブ等の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がいのある方、その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ウ 訓練実施時は、第三者の参加を求め、客観的な評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- エ 市は、自主防災クラブ等と連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- オ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- カ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2節 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集、提供体制など既に記載しているものを除く）。

第1項 避難に関する基本的事項

1 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

2隣接する市町村との連携の確保

市は、市町村の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町村と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

3 高齢者、障がいのある方等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がいのある方等自ら避難することが困難な者の避難について、市避難行動要支援者支援計画を活用しつつ避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者支援班」等を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

4 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性に照らし、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

5 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難について、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

第2項 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、県、県警察、海上保安部、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、複数の避難実施要領のパターンを作成する。

第3項 救援に関する基本的事項

1 県との調整

市は、大都市の特例により県に代わって避難住民の救援を行うことから、迅速かつ的確に救援に関する措置を実施できるよう救援の活動内容や県との役割分担等について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ県と調整しておく。

2 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

第4項 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

1 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する本市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

2 運送経路の把握等

市は、避難住民や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する本市の区域に係る運送経路の情報を共有する。

第5項 避難施設の指定

1 避難施設の指定の考え方

市は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実情を踏まえ、市外からの避難住民の受入を考慮し、県と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

2 避難施設の指定に当たっての留意事項

- (1) 避難所として学校、公民館、体育館等の施設を指定するほか、応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として公園、広場、駐車場等の施設を指定するよう配慮する。
- (2) 爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や地下施設を指定するよう配慮する
- (3) 一定の地域に避難施設が偏ることのないよう留意して指定を行うとともに、できるだけ多くの施設の確保に努めるよう配慮する。
- (4) 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設として指定しないように配慮する。
- (5) 物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。
- (6) 車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

3 避難施設の指定手続

市は、避難施設を指定する場合には、施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、その旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。また、避難施設を指定した場合は速やかに知事へ報告する。

4 避難施設の廃止、用途変更等

市は、避難施設として指定を受けた施設の管理者に対し、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の十分の一以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、市に届け出るよう周知する。また、届出があった場合は、速やかに知事へ報告する。

5 避難施設データベースの共有化

市は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報を県に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期に県に報告する。

【避難施設について把握しておくべき標準的事項】

- 施設の名称
- 施設の所在地（郵便番号・住所）、連絡先（電話番号・FAX番号）
- 管理する担当窓口（名称・電話番号・FAX番号）
- 施設の面積、構造、収容人員
- 施設の保有設備（トイレ、給食設備、浴室・シャワー等）ほか

第6項 生活関連等施設の把握等

1 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各 号	施 設 の 種 類	所管省庁名	県担当部局
第 27 条	1 号	発電所、変電所	経済産業省	総務部
	2 号	ガス工作物	経済産業省	総務部
	5 号	電気通信事業用交換施設	総務省	総務部
	6 号	放送用無線施設	総務省	総務部
	7 号	水域施設、係留施設	国土交通省	土木部
第 28 条	1 号	危険物	総務省消防庁	総務部
	2 号	毒劇物(毒物及び劇物取締法)	厚生労働省	健康福祉部
	3 号	火薬類	経済産業省	総務部
	4 号	高圧ガス	経済産業省	総務部
	7 号	放射性同位元素(汚染物質を含む)	文部科学省	総務部
	8 号	毒劇物(薬事法)	厚生労働省 農林水産省	健康福祉部 農林水産部

2 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

第3節 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

第1項 市における備蓄

1 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共に通するものが多いことから、防災のための備蓄と相互に兼ねるとともに、国民保護措置に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は特に地下に所在する避難施設などで、防災のための備蓄が整備されていない施設については、近隣の避難施設から必要な物資及び資材を輸送し、活用を行うことを含め、調達体制を整備する。

2 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具など。

3 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど必要な体制を整備する。

第2項 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

1 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

2 ライフライン施設の機能性の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、施設の機能性が確保できるよう整備等に努める。

3 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図るとともに、体制整備に努める。

第4節 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

第1項 国民保護措置に関する啓発

1 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。

また、高齢者、障がいのある方、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行い、住民への浸透を図る。

2 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災クラブの特性も活かしながら住民への啓発を行う。

3 学校における教育

市教育委員会は、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

第2項 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等を発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃の場合や、地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料(内閣官房作成の「武力攻撃やテロなどから身を守るために」)などを防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用しながら、住民に対し周知するよう努める。

なお、市は、県、日本赤十字社などとともに、傷病者の応急手当についても普及に努める。

第3章 武力攻撃事態等への対処

第1節 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生し、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、市は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、住民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町村において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、これらの事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の様態に応じた応急活動を行っていくことの重要性から、市の初動体制について、以下のとおり定める。

第1項 事態認定前における熊本市緊急事態連絡本部の設置及び初動措置

1 設置手順

熊本市緊急事態連絡本部（以下「市連絡本部」という。）を設置する場合については、次の手順により行う。

(1) 設置基準

市長は、以下の設置基準に該当する場合は、的確かつ迅速に初動体制を確保するため、市連絡本部を設置する。

ア 国において武力攻撃事態等の認定が行われ、国の対策本部長から警報が発令された場合。

イ その他、国から警戒態勢の強化等を求める通知等があった場合や、市長が不測の事態に備えた即応体制を強化すべきと判断し、市連絡本部の設置の必要があると認めた場合。

(2) 市連絡本部の本部員及び市連絡本部職員等の参集

危機管理防災部長は、市連絡本部の本部員（以下「市連絡本部員」という。）職員等に対し、市連絡本部に参集するよう連絡する。

(3) 市連絡本部の開設

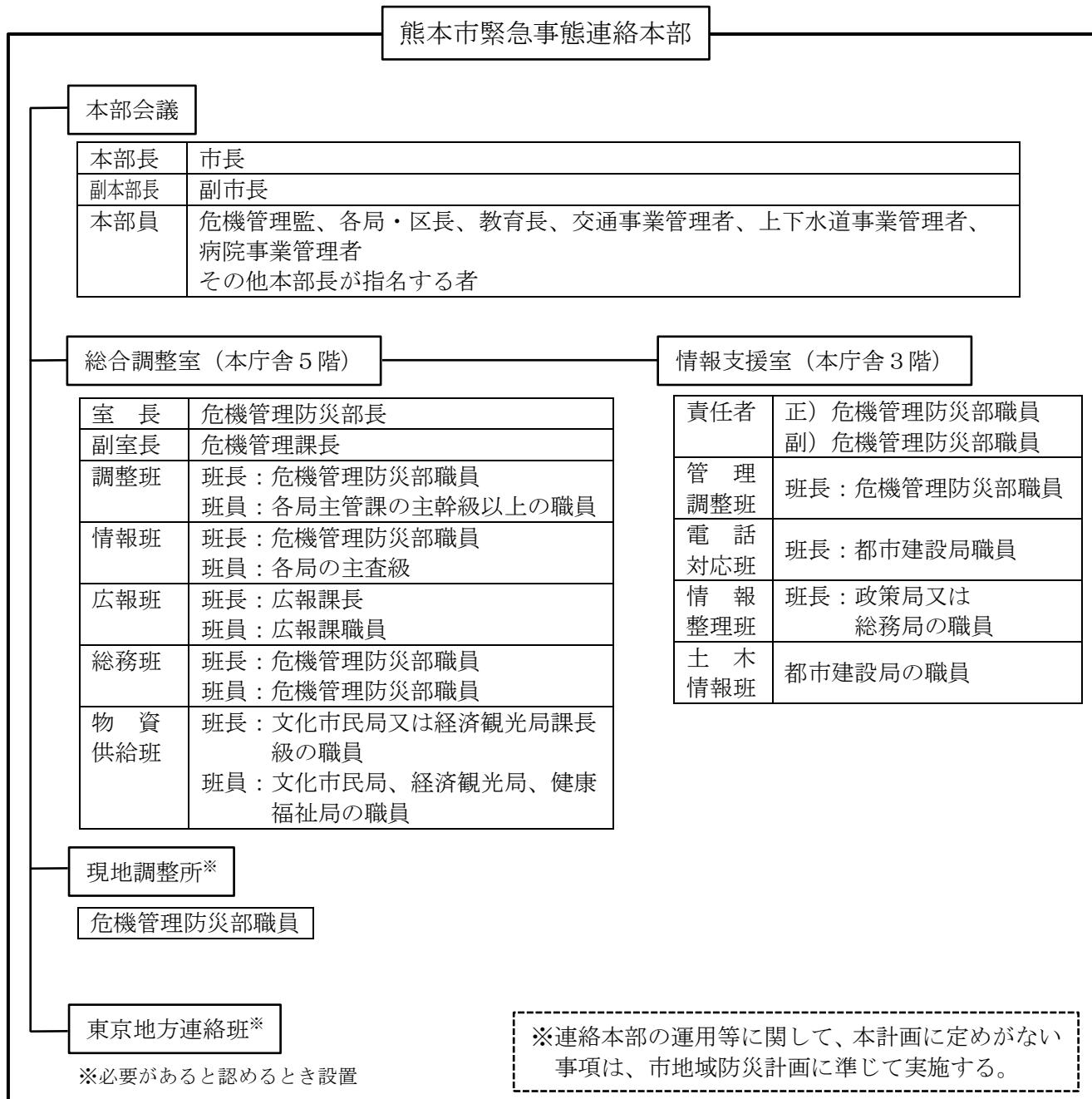
危機管理防災部長は、市本庁舎5階に市連絡本部を開設するとともに、市連絡本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（通信手段の情報を確認）。

(4) 情報収集及び提供

市連絡本部は、当該事案に係る情報収集に努め、国、県、関係する指定公共機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、緊急事態連絡本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

この場合、市連絡本部は、迅速な情報の収集及び提供のため、現場の職員との通信を確保する。

2 市連絡本部の組織構成及び機能



- (1) 市連絡本部の本部長(以下「市連絡本部長」という。)は、市長をもって充て市連絡本部の事務を総括する。
- (2) 市連絡本部の副本部長は、副市長をもって充て、市連絡本部長を助け市連絡本部の事務を整理する。
- (3) 市連絡本部は、各局・区長、交通事業管理者、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、その他本部長が指名する者をもって充て、その所掌事務に係る国民保護措置を実施し、所属職員を指揮監督する。
- (4) 市連絡本部長は、市連絡本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ市連絡

本部会議を招集する。

- (5) 市連絡本部に本部会議、総合調整室及び情報支援室を置く。また、市連絡本部長は、必要があると認めるときは、現地調整所、東京地方連絡班を設置する。なお、個別の事態の状況に応じ判断し、市国民保護対策本部体制に準じて実施する。

3 初動措置の確保

市は、市連絡本部において、情報収集及び各種の連絡調整に当たるとともに、消防局による消防法火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、市長は、国、県等から入手した情報をもとに関係局・区へ必要な指示を行う。

市は、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難の指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

第2項 市連絡本部設置後の体制等

1 関係機関への支援の要請

市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町村等に対し支援を要請する。

2 対策本部への移行に要する調整

市連絡本部を設置した後に政府において事態認定が行われ、市に対し、市対策本部を設置すべき市の指定があった場合については、直ちに市対策本部を設置して新たな体制に移行するとともに、市連絡本部は廃止する。

また、政府による事態認定がなされたものの、市に対し、市対策本部の設置の指定がない場合においても、市長は、必要に応じ退避の指示、警戒区域の設定、対策本部設置の要請などの措置等を行う。

3 関係機関への周知等

市対策本部長は、市対策本部を設置した旨を県及び関係機関に通知するとともに、市関係局・区に対し周知徹底する。

なお、避難の指示等の措置を講じている場合には、既に講じた措置に替えて、改めて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなど必要な調整を行うものとする。

第2節 市対策本部の設置等

市対策本部を迅速に設置するため、市対策本部を設置する場合の手順や市対策本部組織、機能等について、以下のとおり定める。

第1項 市対策本部の設置

1 市対策本部の設置の手順

市対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

(1) 市対策本部を設置すべき市の指定の通知

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を通じて市対策本部を設置すべき市の指定の通知を受け、直ちに市対策本部を設置もしくは切り替える。（市連絡本部→市対策本部）

(2) 市対策本部員及び市対策本部職員の参集

市対策本部担当者は、市対策本部員、市対策本部職員等に対し、連絡網を活用し、市対策本部に参集するよう連絡する。

(3) 市対策本部の開設

市対策本部担当者は、市本庁舎5階指揮室に市対策本部を開設するとともに、市対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する（特に、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認）。

市長は、市対策本部を設置したときは、市議会に市対策本部を設置した旨を連絡する。

(4) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等を行う。

(5) 対策本部の代替施設の確保

市は、市対策本部が被災した場合等市対策本部を市庁舎内に設置できない場合に備え、市対策本部の予備施設を指定するものとする。

【予備施設の指定】

消防局庁舎、熊本城ホール、熊本市民会館、上下水道局

市対策本部を市庁舎内に設置できない場合は、被災の状況等を考慮し、本部長（市長）の判断により市対策本部機能を予備施設に移転させる。

また、市区域外への避難が必要で、市区域内に市対策本部を設置することができない場合には、知事と市対策本部の設置場所について協議を行う。

2 市対策本部を設置すべき市の指定の要請等

市長は、市が市対策本部を設置すべき市の指定が行われていない場合において、市における国民保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、市対策本部を設置すべき市の指定を行うよう要請する。

第2項 市対策本部の組織構成

1 市対策本部の組織は下記組織図のとおりとする。



- (1) 市対策本部の本部長(以下「市対策本部長」という。)は、市長をもって充て市対策本部の事務を総括する。
- (2) 市対策本部の副本部長は、副市長をもって充て、市対策本部長を助け市対策本部の事務を整理する。
- (3) 市対策本部の本部員は、危機管理監各局・区長、交通事業管理者、上下水道事業管理者、病院事業管理者、教育長、その他本部長が指名する者をもって充て、その所掌事務に係る国民保護措置を実施し、所属職員を指揮監督する。
- (4) 市対策本部長は、市対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、市対策本部会議を招集する。
- (5) 本部に国民保護対策本部会議、総合調整室、情報支援室、政策局対策部、総務局対策部、財政局対策部、文化市民局対策部、健康福祉局対策部、こども局対策部、環境局対策部、農水局対策部、経済観光局対策部、都市建設局対策部、消防局対策部、交通局対策部、上下水道局対策部、病院局対策部、教育委員会対策部、応援対策部、各区対策部(以下「対策部」という。)を置く。
- (6) 市民の生命・身体・財産に対する危機事象が切迫あるいは発生し、市長、副市長又は危機管理監のいずれかが必要と認める場合は、指揮室を開設する。
- (7) 市対策本部長は、必要があると認めるときは、現地に現地災害対策本部(以下「現地本部」という。)を置く。
- (8) 市対策本部長は、必要があると認めるときは、東京事務所に東京地方連絡班を置く。

2 国民保護対策本部会議

- (1) 組織
 - ア 国民保護対策本部会議は、本部長、副本部長及び本部員で構成される。
 - イ 対策本部員は、危機管理監、政策局長、総務局長、財政局長、文化市民局長、健康福祉局長、こども局長、環境局長、経済観光局長、農水局長、都市建設局長、教育長、消防局長、上下水道事業管理者、交通事業管理者、病院事業管理者、議会局長、各区長、その他本部長が指名する者をもって充てる。
- (2) 事務分掌
 - ア 武力攻撃災害に対する応急対策に関する事項。
 - イ 自衛隊の派遣要請に関する事項。
 - ウ その他国民保護措置に関する事項。
 - エ その他の重要事項。

3 総合調整室

- (1) 市対策本部に総合調整室を置き、総合調整室長は危機管理防災部長をもって充て、総合調整室を統括する。総合調整室副室長は、危機管理課長をもって充て、総合調整室長を補佐する。
 - ア 総合調整室に総務班、調整班、情報班、広報班及び物資供給班を置く。
 - イ 総務班：班長及び班員は、危機管理防災部職員で構成する。
 - ウ 調整班：班長に危機管理防災部職員、班員は各局主管課の主幹級以上の職員(各1名)で構成する。※各局の実情に応じて、主管課以外の主幹級職員も可能。
 - エ 情報班：班長に危機管理防災部職員、班員は各局主査級の職員(各1名)で構成する。
 - カ 広報班：班長に広報課長を充て、班員は広報課職員で構成する。
 - キ 物資供給班：班長に文化市民局又は経済観光局課長級の職員を充て、班員は文化市民局、経済観光局、健康福祉局職員(班長含め各3名)で構成する。
- (2) 総合調整室は、主として次に掲げる事務を処理する。

- ア 国、県、他の市町村、指定地方公共機関等の関係機関との連絡調整及び各種要請に関する事項。
- イ 情報の収集、分析及び伝達に関する事項。
- ウ 警報の伝達、退避の指示の伝達に関する事項。
- エ 消防及び応急措置等に関する事項。

(3) 総合調整室の事務分掌

総合調整室（班）	事務分掌
総合調整室 (危機管理防災部長)	本部の事務を総合調整し、各局・区対策部間の連絡調整を行う。
総務班長 (危機管理防災部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況等の本部会議への報告に関すること。 2 関係機関等との連絡調整に関すること。 3 関係機関の応援・派遣に係る要請の要求等に関すること。 4 情報機器の管理運営に関すること。 5 本部の庶務に関すること。 6 特殊標章等の交付及び使用許可に関すること。
調整班長 (危機管理防災部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 本部長の指示及び命令に関すること。 2 本部会議に関すること。 3 災害応急対策の総合調整に関すること。 4 警戒区域の設定に関すること。 5 退避の指示に関すること。 6 警報の伝達・通知に関すること。 7 避難実施要領の策定に関すること。 8 避難指示及び誘導に関すること。 9 各対策本部間の連絡調整に関すること。 10 応援要請に関すること。 11 自衛隊派遣の要請の要求等に関すること。
情報班長 (危機管理防災部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害情報の収集及び伝達に関すること。 2 被害情報の総括に関すること。 3 警報の実施に関すること。
広報班長 (広報課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 報道関係の対応に関すること。 2 市民広報活動に関すること。
物資供給班長 (文化市民局又は経済観光局課長級)	<ol style="list-style-type: none"> 1 物資の所要の把握に関すること。 2 物資の調達、取得、受入れに関すること。 3 物資の集積、保管に関すること。 4 物資の配分、供給に関すること。

4 各対策部の事務分掌

各対策部共通事務	<ul style="list-style-type: none"> 所管業務に関する災害情報の総合調整室への報告に関すること。 所属職員の参集状況、被災状況（安否確認、被害）等に関すること。 対策部内の連絡調整・報告に関すること。 市有施設の管理及び安全対策に関すること。 対策部内の職員の配置運用に関すること。 所管業務の維持・継続に関すること。 各所管施設利用者の安全確保に関すること。
対策部（部長）	事務分掌
政策局対策部 (政策局長)	<ul style="list-style-type: none"> 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 在住外国人及び避難者の支援に関すること。 広報・報道機関に対する情報提供等に関すること。 市民相談の総括に関すること。 復興計画の統括に関すること。 災害寄附金に関すること。
総務局対策部 (総務局長)	<ul style="list-style-type: none"> 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 職員の参集状況及び被災状況（安否確認、被害）の総括に関すること。 職員の配置、給与、給食、厚生（生活支援）等に関すること。 他自治体への応援要請及び応援職員全般に関すること。 各種情報ネットワークの非常時運用に関すること。 応急工事及び緊急物品等の契約に関すること。
財政局対策部 (財政局長)	<ul style="list-style-type: none"> 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 災害応急対策等の予算編成に関すること。 対策本部の出納に関すること。 市域の被害調査及び被災情報の集計、伝達等に関すること。 災害による税の減免に関すること。
文化市民局対策部 (文化市民局長)	<ul style="list-style-type: none"> 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 市民の安否情報の総括に関すること。 避難所の総合調整に関すること。 ボランティア本部の設置及びボランティア活動の総合調整に関すること。 救援・義援物資の要請及び受入調整、配分計画に関すること。 文化財の保護に関すること。
健康福祉局対策部 (健康福祉局長)	<ul style="list-style-type: none"> 各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 遺体の埋火葬に関すること。 り災証明及び弔慰金、見舞金等の総括に関すること。 被災者支援の総合調整に関すること。 災害時要援護者（要医療援護者を除く）に関すること。 医療救護の統括に関すること。 医療機関及び救護所等の情報収集、集計、伝達に関すること。 避難所における避難者の健康相談、管理、保健衛生等に関すること。 衛生管理に関すること。 安置所の設置及び管理運営に関すること。 愛玩動物（犬・猫に限る）対策に関すること。
こども局対策部 (こども局長)	<ul style="list-style-type: none"> こどもの避難及び支援等に関すること。

【第3章 武力攻撃事態等への対処】
第2節 市対策本部の設置等

環境局対策部 (環境局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・廃棄物の収集・運搬に関すること。 ・廃棄物処理対策に関すること。 ・有害廃棄物処理対策に関すること。 ・環境保全対策に関すること。 ・環境及び保健衛生に係る試験調査等に関すること。 ・し尿処理対策に関すること。
経済観光局対策部 (経済観光局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・流通対策に関すること。 ・商工業の被害調査及び金融支援の相談に関すること。 ・救援物資等の輸送計画立案、実施等に関すること。 ・観光施設等の災害対策に関すること。 ・物資集積センターの開設及び施設管理に関すること。 ・観光客の避難及び支援に関すること。
農水局対策部 (農水局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・農業関係の災害対策に関すること。 ・水産業関係の災害対策に関すること。 ・農協・漁協との連絡に関すること。 ・食糧調達の支援に関すること。
都市建設局対策部 (都市建設局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・被災宅地危険度判定に関すること。 ・建築物の補修・建替等に係る相談に関すること。 ・公共交通機関等の被害情報の収集、集計、伝達に関すること。 ・市有建築物の被害状況調査及び対策に関すること。 ・市営住宅の応急対策及び一時使用に関すること。 ・仮設住宅の建設等に関すること。 ・国・県・市道等の被害調査及び情報収集、集計、伝達に関すること。 ・緊急輸送道路等の確保に関すること。 ・公園・河川等空地の避難場所及び災害対策用地の確保に関すること。 ・林業関係の災害対策に関すること。
消防局対策部 (消防局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・消防隊運用の統括に関すること。 ・消防職員の収集、労務管理、配置、衛生対策に関すること。 ・消防団員の動員に関すること。 ・消防資機材の整備及び運用に関すること。 ・広域応援及び緊急消防援助隊に関すること。 ・消防通信・指令に関すること。 ・災害情報の受報収集、伝達に関すること。 ・医療機関との連携及び救護所等の情報収集、伝達に関すること。 ・警報、避難指示等の伝達、避難者誘導、救出及び被害拡大防止等の措置等の災害対策に関すること。
交通局対策部 (交通事業管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・市電営業に関すること ・市電利用者等の安全確保に関すること。 ・市電関係施設等の応急復旧に関すること。
上下水道局対策部長 (上下水道事業管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・上下水道事業に関する広報及び被災市民からの相談に関すること。 ・上下水道施設の被害調査及び応急対策状況の総括に関すること。 ・被災地域に対する応急給水活動に関すること。 ・上水道水源の確保及び水質管理に関すること。

【第3章 武力攻撃事態等への対処】
第2節 市対策本部の設置等

病院局対策部 (病院事業管理者)	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・公的病院としての医療活動。 ・対策部長が定める所掌事務に関すること。
教育委員会対策部 (教育長)	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・児童、生徒の安全確保に関すること。 ・学校施設の安全・衛生確保に関すること ・避難所運営への協力に関すること。 ・児童・生徒の安否情報及び保護者との連絡調整に関すること。 ・被災児童及び生徒への学用品の調達支給に関すること。
応援対策部 (議会局長)	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・災害に対する議会活動の統括に関すること。 ・他対策部の応援に関すること。
各区対策部 (中央区長) (東区長) (西区長) (南区長) (北区長)	<ul style="list-style-type: none"> ・各対策部共通事務及び班共通事務に関すること。 ・区内の被災状況及び避難情報の調査、収集、伝達等に関すること。 ・区民の安否情報及び災害情報の広報活動に関すること。 ・ボランティア活動の調整等に関すること。 ・区内の校区自治会との連絡調整に関すること。 ・総合相談窓口の開設及び運営に関すること。 ・区所管の避難所の開設及び管理運営に関すること。 ・避難者の人員及び物資需要の把握に関すること。 ・避難者の健康管理及び医療情報等の提供、相談に関すること。 ・区内の災害時要援護者（要医療援護者を除く）に関すること。 ・区内の防災倉庫及び備蓄倉庫の備蓄物資の管理及び配分に関すること。

5 市現地対策本部の設置

市対策本部長は、被災現地における国民保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置する。

市現地対策本部長や市現地対策本部員は、市対策副本部長、市対策本部員その他の職員のうちから、市対策本部長が指名する者をもって充てる。

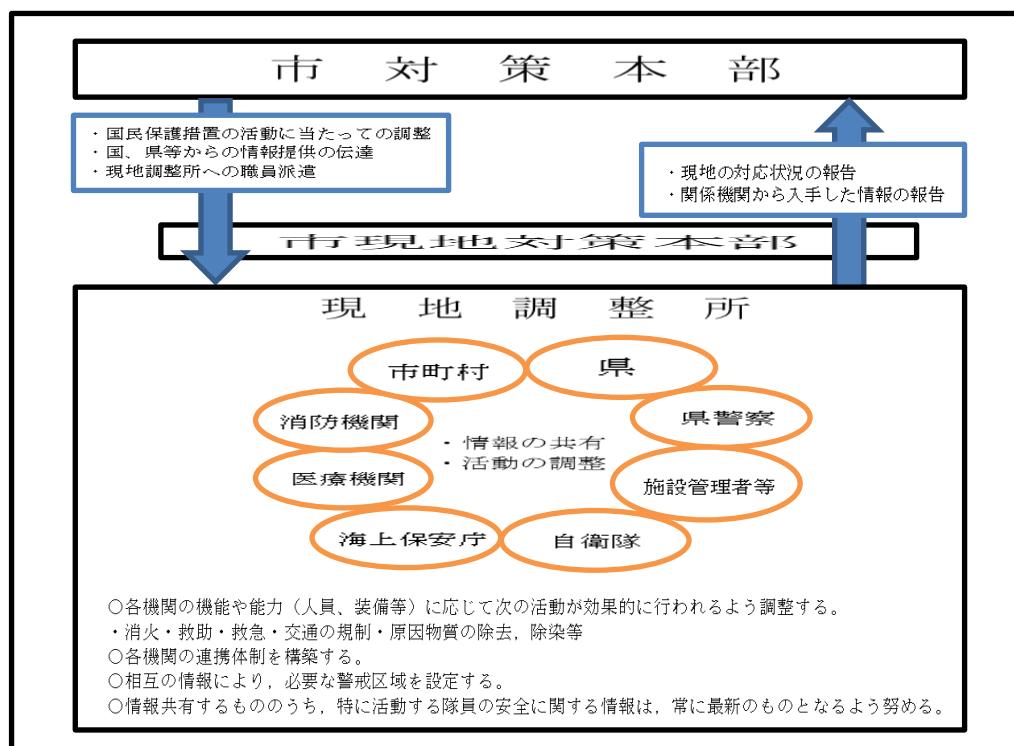
6 現地調整所の設置

市対策本部長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関(県、県警察、海上保安部、自衛隊、医療機関等)の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、又は、関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

【現地調整所の性格について】

- 1 現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各自の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである。
 - 2 現地調整所は、事態発生の現場において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、現場活動上の最も適した場所に、テント等を用いて設置する。
 - 3 現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は隨時に会合を開くことで、連携の強化を図る。
現地調整所の設置により、市は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた国民保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。
 - 4 現地調整所については、必要と判断した場合には、市における国民保護措置を総合的に推進する役割を担う市が積極的に設置することが必要であるが、他の対処に当たる機関が既に設置している場合には、市の職員を積極的に参画させる。
- (注) 現地調整所で調整する関係機関のメンバーをあらかじめ定めることは、困難であるが、市は、国民保護協議会や訓練を通じて、その運用の手順等について、意見交換を行うこととする。

【現地調整所概要図】



7 東京地方連絡班の設置

市対策本部長は、市対策本部と中央省庁等との間で、国民保護措置に関する連絡、情報の交換等を行うため、東京地方連絡班を置く。東京地方連絡班長は、東京事務所長をもって充てる。

8 市対策本部長の権限

市対策本部長は、その区域における国民保護措置を総合的に推進するため、次に掲げる権限を適切に行使して、国民保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

(1) 市域内の国民保護措置に関する総合調整

市対策本部長は、市域に係る国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、必要があると認めるときは、市が実施する国民保護措置に関する総合調整を行う。

(2) 県対策本部長に対する総合調整の要請

市対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。

また、市対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関が実施する国民保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、市対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に關係する機関等、要請の趣旨を明らかにする。

(3) 情報の提供

市対策本部長は、県対策本部長に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

(4) 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料

市対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、市の区域に係る国民保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

(5) 市教育委員会に対する措置の実施

市対策本部長は、市教育委員会に対し、市の区域に係る国民保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、市対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

9 市対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び県知事を経由して市対策本部を設置すべき市の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、市対策本部を廃止する。

第3項 通信の確保

1 情報通信手段の確保

市は、携帯電話、移動系市防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、LGWAN（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、市対策本部と市現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で国民保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

2 情報通信手段の機能確認

市は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに県にその状況を連絡する。

3 通信輻輳により生じる混信等の対策

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

第3節 関係機関相互の連携

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国、県、他の市町村、指定公共機関及び指定地方公共機関、その他関係機関と相互に密接に連携することとし、それぞれの関係機関と市の連携を円滑に進めるために必要な事項について、以下のとおり定める。

第1項 国・県の対策本部との連携

1 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び県を通じ国の事態等対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図る。

2 国・県の現地対策本部との連携

(1) 市は、国の武力攻撃事態等現地対策本部及び県の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。

また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、国・県と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。

(2) 国の現地対策本部長が必要に応じ、武力攻撃事態等合同対策協議会を開催するときは、市対策本部長又は市対策本部長が指名する対策本部員が参加するものとし、国民保護措置に関する情報の共有や相互協力に努める。

第2項 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請等

1 知事等への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事その他県の執行機関（以下「知事等」という。）に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、要請する理由、活動内容等をできる限り具体的に明らかにして行う。

2 知事に対する指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への措置要請

市は、当該市の区域における国民保護措置の求めを的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、知事に対し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長への要請を行うよう求める。

3 指定公共機関、指定地方公共機関への措置要請

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係する指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、その業務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行う。この場合において、市は、当該機関の業務内容に照らし、要請する理由や活動内容等をできる限り明らかにする。

第3項 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等

1 自衛隊の部隊等の派遣要請

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。

また、通信の途絶等により知事に対する自衛隊の部隊等の派遣の要請の求めができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することとする。この場合において、市長は、前述の通知をしたときは、速やかに県知事にその旨を通知する。

2 部隊との意思疎通

市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動（内閣総理大臣の命令に基づく出動（自衛隊法第78条）及び知事の要請に基づく出動（自衛隊法第81条））により出動した部隊とも、市対策本部及び現地調整所において緊密な意思疎通を図る。

第4項 他の市町村長等に対する応援の要求、事務の委託

1 他の市町村長等への応援の要求

(1) 市長は、必要があると認めるときは、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにしたうえで、他の市町村長等に対して応援を求める。

(2) 応援を求める市町村との間であらかじめ相互応援協定等が締結されている場合には、その相互応援協定等に基づき応援を求める。

2 県への応援の要求

市長は、必要があると認めるときは、知事等に対し応援を求める。この場合、応援を求める理由、活動内容等を具体的に明らかにする。

3 事務の一部の委託

(1) 市が、国民保護措置の実施のため、事務の全部又は一部を他の地方公共団体に委託するときは、平素からの調整内容を踏まえ、以下の事項を明らかにして委託を行う。

ア 委託事務の範囲並びに委託事務の管理及び執行の方法。

イ 委託事務に要する経費の支弁の方法その他必要な事項。

(2) 他の地方公共団体に対する事務の委託を行った場合、市は、上記事項を公示するとともに、県に届け出る。

また、事務の委託又は委託に係る事務の変更若しくは事務の廃止を行った場合は、市長はその内容を速やかに議会に報告する。

第5項 指定行政機関の長等に対する職員の派遣要請

1 指定行政機関職員の派遣要請

市は、国民保護措置の実施のため必要があるときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定指定公共機関（指定公共機関である特定独立行政法人をいう。）に対し、当該機関の職員の派遣の要請を行う。

また、必要があるときは、地方自治法の規定に基づき、他の地方公共団体に対し、当該地方公共団体の職員の派遣を求める。

2 要請の手順

市は、前号の要請を行うときは、県を経由して行う。ただし、人命の救助等のために緊急を要する場合は、直接要請を行う。

また、当該要請等を行っても必要な職員の派遣が行われない場合などにおいて、国民保護措置の実施のため必要があるときは、県を経由して総務大臣に対し、前号の職員の派遣について、あっせんを求める。

第6項 市の行う応援等

1 他の市町村に対して行う応援等

(1) 市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

(2) 他の市町村から国民保護措置に係る事務の委託を受けた場合、市長は、所定の事項を議会に報告するとともに、市は公示を行い、県に届け出る。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関に対して行う応援等

市は、指定公共機関又は指定地方公共機関の行う国民保護措置の実施について労務、施設、設備又は物資の確保についての応援を求められた場合には、求められた応援を実施することができない場合や、他の機関が実施する国民保護措置と競合する場合など、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行う。

第7項 ボランティア団体等に対する支援等

1 自主防災クラブ等に対する支援

市は、避難住民の誘導等の実施に関する協力について、その安全を十分に確保し、適切な情報の提供や、活動に対する資材の提供等により、必要な支援を行う。

2 ボランティア活動への支援等

市は、武力攻撃事態等におけるボランティア活動に際しては、その安全を十分に確保する必要があることから、武力攻撃事態等の状況を踏まえ、その可否を判断する。

また、市は、安全の確保が十分であると判断した場合には、県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮、避難所等に臨時に設置されるボランティア・センター等における登録・派遣調整等の受入体制の確保等に努め、その技能等の効果的な活用を図る。

3 民間からの救援物資の受入れ

市は、県や関係機関等と連携し、国民、企業等からの救援物資について、受入れを希望するものを把握し、また、救援物資の受入れ、仕分け、避難所への配送等の体制の整備等を図る。

第8項 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により、次に掲げる措置を行うために必要があると認める場合には、住民に対し、必要な援助についての協力を要請する。この場合において、要請を受けて協力する者の安全の確保に十分に配慮する。

- 1 避難住民の誘導
- 2 避難住民等の救援
- 3 消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- 4 保健衛生の確保

第4節 警報及び避難の指示等

市は、武力攻撃事態等において、住民の生命、身体及び財産を保護するため、警報の内容の迅速かつ的確な伝達及び通知を行うことが極めて重要であることから、警報の伝達及び通知等に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1項 警報の伝達等

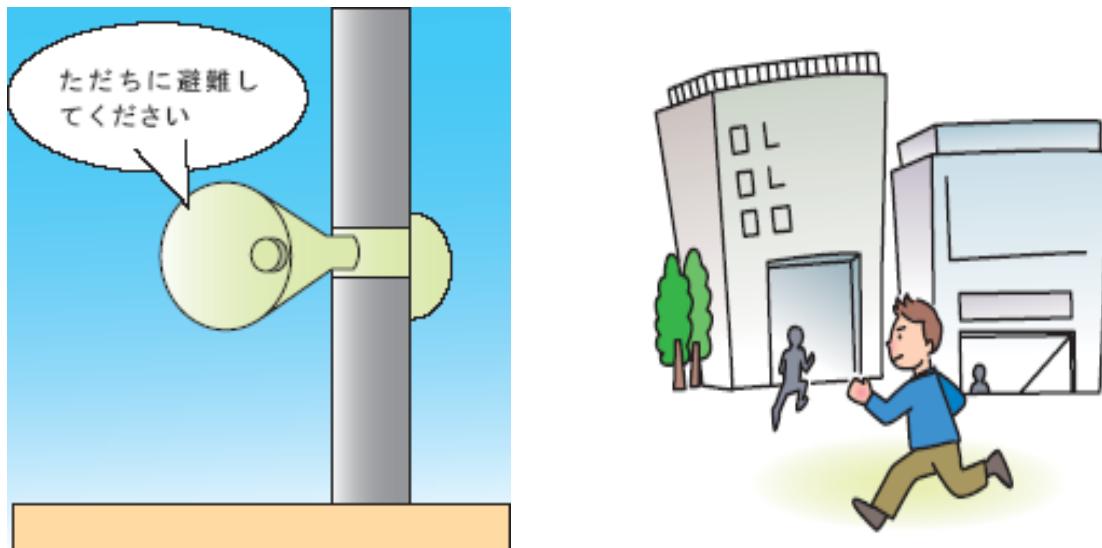
1 警報の内容の伝達等

(1) 警報の内容の伝達

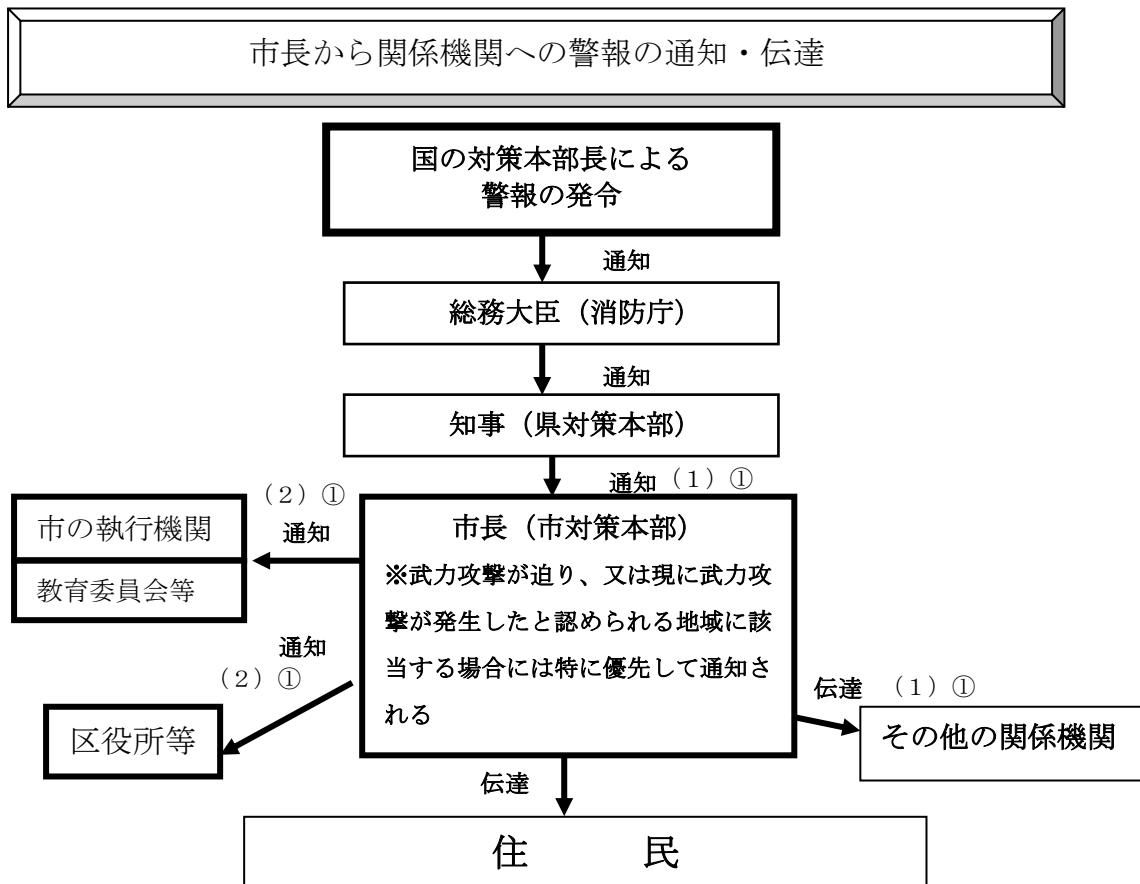
- ① 市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自主防災クラブ等、社会福祉協議会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、商工会、青年会議所、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。

(2) 警報の内容の通知

- ① 市は、各執行機関その他の関係機関（教育委員会、市民病院、保育園など）に対し、警報の内容を通知する。
- ② 市は、警報が発令された旨の報道発表については速やかに行うとともに、市のホームページ（<https://www.city.kumamoto.jp/>）に警報の内容を掲載する。



市長から関係機関への警報の通知・伝達の仕組みを図示すれば、下記のとおり。



2 警報の内容の伝達方法

(1) 警報の内容は、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）等を活用し、地方公共団体に伝達※される。市は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連携している情報伝達手段等を利用して、以下の要領により情報を伝達する。

ア 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれる場合
原則として、防災行政無線で国が定めたサイレンを最大音量で吹鳴して住民に注意喚起した後、武力攻撃事態等において警報が発令された事実等を周知する。

イ 「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」に市が含まれない場合
原則として、サイレンは使用せず、防災行政無線やホームページへの掲載をはじめとする手段により、周知を図る。

なお、市長が特に必要と認める場合には、サイレンを使用して住民に周知を図る。
また、広報車及び放送設備を有する公用車の使用、消防団や自主防災クラブ等による伝達や協力依頼など、防災行政無線による伝達以外の方法も活用する。

※ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）によって情報が伝達されなかった場合においては、緊急情報ネットワークシステム（Em-net）によって伝達された情報をホームページ等に掲載する等により、周知を図る。

(2) 市長は、消防機関と連携し、あるいは自主防災クラブ等の自発的な協力を得ることなどにより、各世帯等に警報の内容を伝達することができるよう、体制を整備する。

この場合において、消防局は保有する車両・装備を有効に活用し、巡回等による伝達を行うとともに、消防団は、平素からの地域との密接なつながりを活かし、自主防災クラブ、自治会や避難行動要支援者等への個別の伝達を行うなど、それぞれの特性を活かした効率的な伝達が行なわれるよう配慮する。

また、市は、県警察の交番、駐在所、パトカー等の勤務員による拡声機や標示を活用した警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察と緊密な連携を図る。



(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障がいのある方、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、避難行動要支援者については市避難行動要支援者支援計画を活用するなど、避難行動要支援者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。

(4) 警報の解除の伝達については、原則として、サイレンは使用しないこととする。(その他は警報の発令の場合と同様とする。)

3 緊急通報の伝達及び通知

緊急通報の住民や関係機関への伝達・通知方法については、原則として警報の伝達・通知方法と同様とする。

第2項 避難住民の誘導等

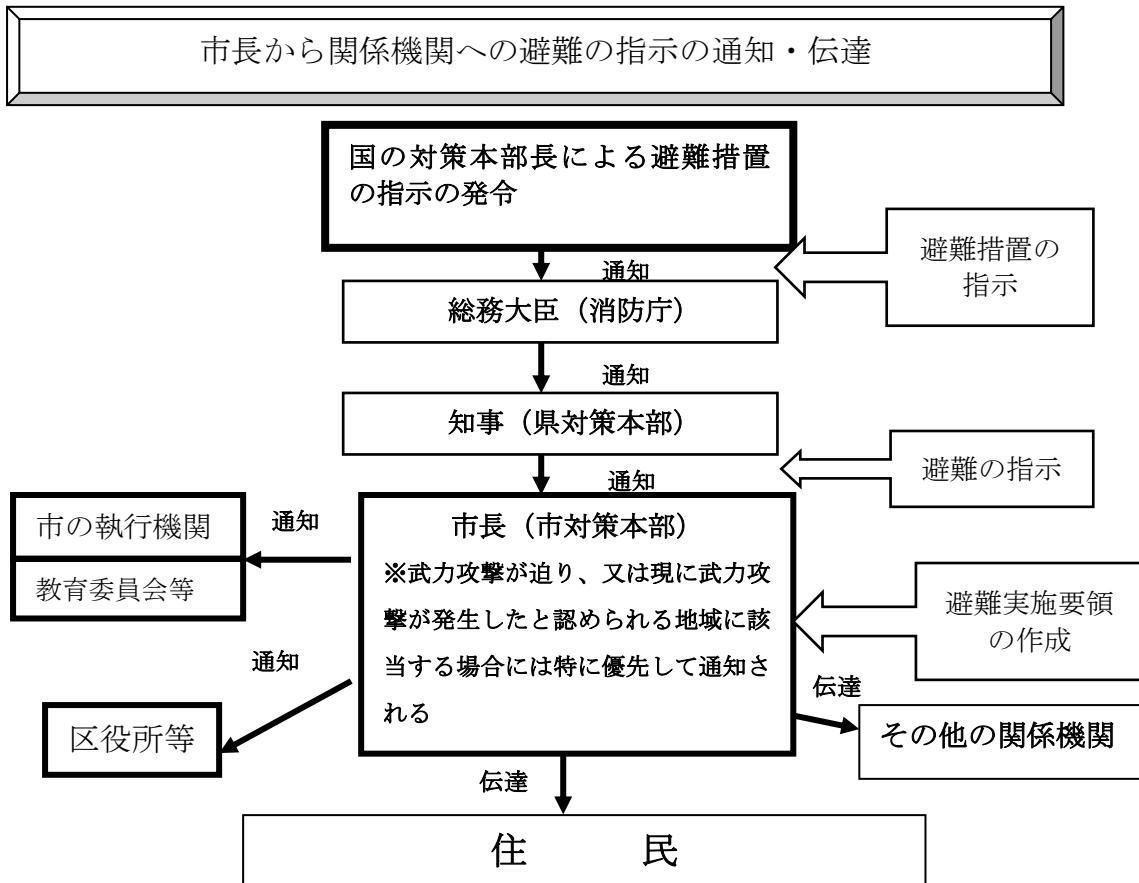
市は、県の避難の指示に基づいて、避難実施要領を作成し、避難住民の誘導を行うこととなる。市が住民の生命、身体、財産を守るために責務の中でも非常に重要なプロセスであることから、避難の指示及び避難住民の誘導について、以下のとおり定める。

1 避難の指示の通知・伝達

(1) 市長は、知事が迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数、避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供する。

(2) 市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を住民に対して迅速に伝達する。

避難の指示の流れについては下図のとおり。



※ 市長は、避難の指示受領後、速やかに避難実施要領を作成し、上記と同様に通知・伝達を行う。

2 避難実施要領の策定

(1) 避難実施要領の策定

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

なお、避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであることから、県計画に記載された市の計画作成基準の内容に沿った記載を行うことが基本であるが、緊急の場合には、時間的余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を箇条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとする場合もある。



【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項。
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項。
- ・その他避難の実施に関し必要な事項。

(2) 県計画における「市の計画作成の基準」としての避難実施要領の項目

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

イ 避難先

ウ 一時集合場所及び集合方法

エ 集合時間

オ 集合に当たっての留意事項

カ 避難の手段及び避難の経路

キ 市職員、消防団員の配置等

ク 高齢者、障がいのある方、その他特に配慮を要する者への対応

ケ 要避難地域における残留者の確認

コ 避難誘導中の食料等の支援

サ 避難住民の携行品、服装

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等



(3) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

ア 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

　避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

イ 避難先

　避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

ウ 一時集合場所及び集合方法

　避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

　例) 集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、避難行動要支援者については、自動車等の使用を可とする。

エ 集合時間

　避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

オ 集合に当たっての留意事項

　集合後の町内や近隣住民間での安否確認、要避難支援者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

　例) 集合に当たっては、高齢者、障がいのある方等避難行動要支援者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。

カ 避難の手段及び避難の経路

　集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

キ 市職員、消防団員の配置等

　避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

ク 高齢者、障がいのある方、その他特に配慮を要する者への対応

　高齢者、障がいのある方、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

　例) 誘導に際しては、高齢者、障がいのある方、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災クラブ及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。

ケ 要避難地域における残留者の確認

　要避難地域に残留者がいないよう、残留者の確認方法を記載する。

　例) 避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。

　避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。

　避難誘導中に避難者リストを作成する。

コ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

サ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

例) 携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し皮膚の露出を避ける服装とする。

シ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

(4) 避難実施要領の策定の際ににおける考慮事項

避難実施要領の策定に際しては、以下の点に考慮する。

ア 避難の指示の内容の確認（地域毎の避難の時期、優先度、避難の形態）

イ 事態の状況の把握（警報の内容や被災情報の分析）特に、避難の指示以前に自主的な避難が行われる状況も勘案。

ウ 避難住民の概数把握

エ 誘導の手段の把握（屋内避難、徒歩による移動避難、長距離避難（運送事業者である指定地方公共機関等による運送））

オ 輸送手段の確保の調整（輸送手段が必要な場合、県との役割分担、運送事業者との連絡網、一時避難場所の選定）

カ 避難行動要支援者の避難方法（避難行動要支援者名簿、避難行動要支援者支援班の設置）

キ 避難経路や交通規制の調整（具体的な避難経路、県警察との避難経路の選定・自家用車等の使用に係る調整、道路の状況に係る道路管理者との調整）

ク 職員の配置（各地域への職員の割り当て、現地派遣職員の選定）

ケ 関係機関との調整（現地調整所の設置、連絡手段の確保）

コ 自衛隊及び米軍の行動と避難経路や避難手段の調整（県対策本部との調整、国の対策本部長による利用指針を踏まえた対応）

(5) 国の対策本部長による利用指針の調整

自衛隊や米軍の行動と国民保護措置の実施について、道路、港湾施設等における利用のニーズが競合する場合には、市長は、国の対策本部長による「利用指針」の策定に係る調整が開始されるように、県を通じて、国の対策本部に早急に現場の状況等を連絡する。

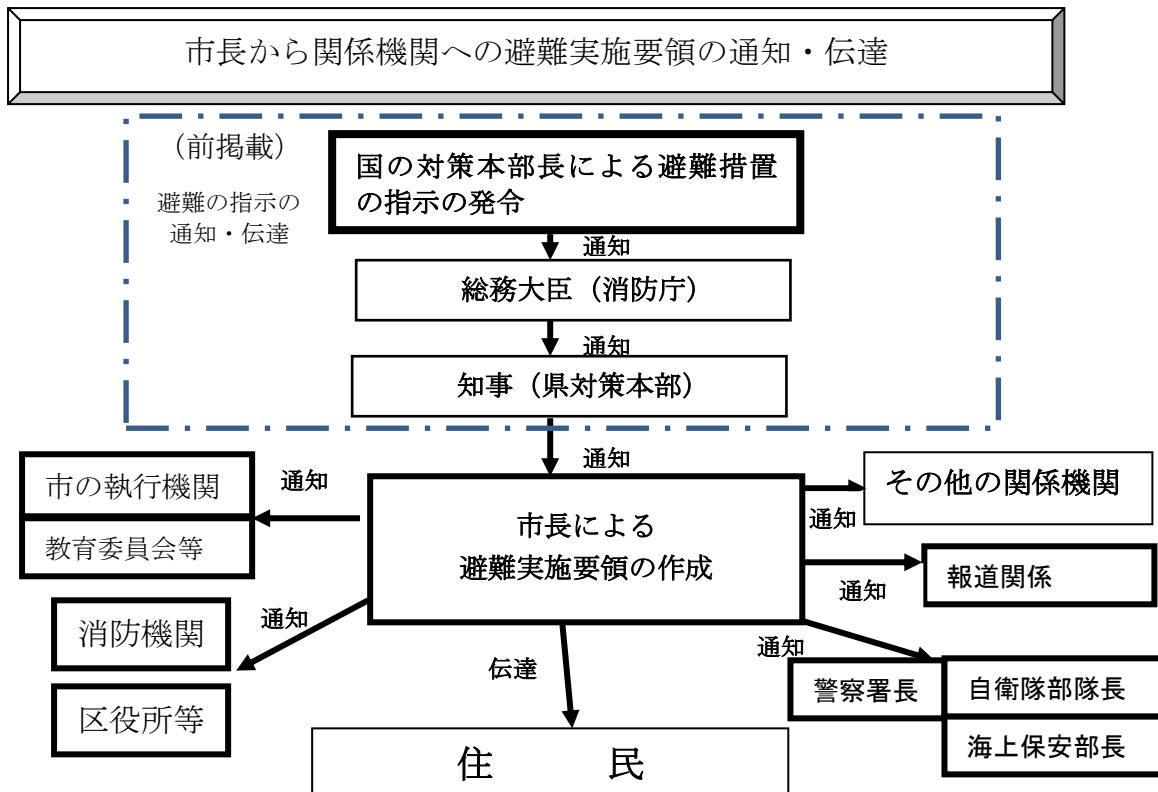
この場合において、市長は、県を通じた国の対策本部長による意見聴取（武力攻撃事態等における特定公共施設等の利用に関する法律第6条第3項等）及び国の対策本部長からの情報提供の求め（同法第6条第4項等）に適切に対応できるよう、避難の現状、施設の利用の必要性や緊急性等について、市の意見や関連する情報をまとめることとする。

(6) 避難実施要領の内容の伝達等

市長は、避難実施要領を策定後、直ちに、その内容を、住民及び関係の団体に伝達する。その際、住民に対しては、迅速な対応が取れるよう、各地域の住民に關係する情報を的確に伝達するように努める。

また、市長は、直ちに、その内容を市の他の執行機関、消防団長、警察署長、海上保安部長等及び自衛隊地方協力本部長並びにその他の関係機関に通知する。

さらに市長は、報道関係者に対して、避難実施要領の内容を提供する。



3 避難住民等の誘導

(1) 市長による避難住民の誘導

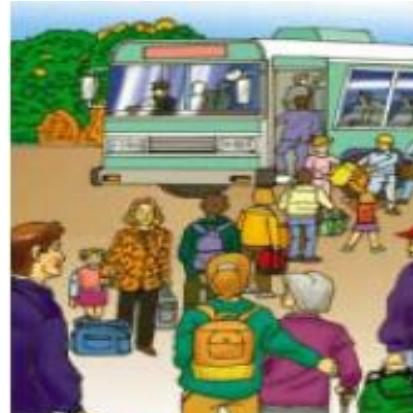
市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防職員を指揮し、避難住民を誘導する。

その際、避難実施要領の内容に沿って、自治会、町内会、学校、事業所等を単位として誘導を行う。

ただし、緊急の場合には、この限りではない。

また、市長は、避難実施要領に沿って、避難経路の要所に職員を配置して、各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板を配置して、誘導の円滑化を図り職員には、住民に対する避難誘導活動への理解や協力を得られるよう、防災服、腕章、旗、特殊標章等を携行させる。

なお、夜間では、暗闇の中における視界の低下により人々の不安も一層高まる傾向にあることから、避難誘導員が、避難経路の要所において、夜間照明（投光器具、車のヘッドライト等）を配備するなど住民の不安軽減のため必要な措置を講ずる。



(2) 消防機関の活動

消防局及び消防署は、消火活動及び救助・救急活動の状況を勘案しつつ、市長の定める避難実施要領に基づき、要所に消防車両等を配置し、車載の拡声器を活用する等効果的な誘導を実施するとともに、災害時要援護者等を人員輸送車両等により、有効な搬送を行う。

消防団は、消防局又は消防署と連携して、消火活動及び救助・救急活動を行うが、避難住民の誘導に当たっては、特に自主防災クラブ等とも連携して行うとともに、避難行動要支援者に関する情報の確認や要避難地域内残留者の確認等を担当するなど地域とのつながりを活かした活動を行う。

(3) 避難誘導を行う関係機関との連携

市長は、避難実施要領の内容を踏まえ、市の職員及び消防機関のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、警察署長、海上保安部長等又は国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の長に対して、警察官、海上保安官又は自衛官（以下、「警察官等」という。）による避難住民の誘導を要請する。

また、警察官等が避難住民の誘導を行う場合に警察署長等から協議を受けた際は、市長は、その時点における事態の状況や避難誘導の状況に照らして、交通規制等関係機関による必要な措置が円滑に行われるよう所要の調整を行う。

また、市長は、これらの誘導における現場での調整を円滑に行い、事態の変化に迅速に対応できるよう、事態の規模・状況に応じて現地調整所を設け、関係機関との情報共有や活動調整を行う。

(4) 自主防災クラブ等に対する協力の要請

市長は、避難住民の誘導に当たっては、自主防災クラブ等の地域においてリーダーとなる住民に対して、避難住民の誘導に必要な援助について、協力を要請する。

(5) 誘導時における食品の給与等の実施や情報の提供

市長は、避難住民の誘導に際しては、県と連携して、食品の給与、飲料水の供給、医療の提供その他の便宜を図る。

市長は、避難住民の心理を勘案し、避難住民に対して、必要な情報を適時適切に提供する。

その際、避難住民の不安の軽減のために、可能な限り、事態の状況等とともに、行政側の対応についての情報を提供する。

(6) 高齢者、障がいのある方等への配慮

市長は、高齢者、障がいのある方等の避難を万全に行うため、避難行動要支援者支援班を設置し、社会福祉協議会、民生委員、民間福祉事業者、障がい者団体等と協力して、避難行動要支援者への連絡、運送手段の確保等、市避難行動要支援者支援計画に沿って的確に対応を行う。

なお、ゲリラ・特殊部隊による攻撃等に際しては、被害が局地的、限定的なものにとどまることが多いことから、時間的余裕がなく、移動により攻撃に巻き込まれる可能性が高い場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として検討する。

市、市民、事業者及び地域の防災組織は、被災者の年齢、国籍、性別及び障がいの特性に関する多様性を理解し、すべての避難住民等がその尊厳を傷つけられることなく必要な支援を受けられるよう、適切な配慮をしなければならない。

(7) 残留者等への対応

避難の指示に従わずに要避難地域にとどまる者に対しては、事態の状況等に関する情報に基づき丁寧な説明を行い、残留者の説得に努めるとともに、避難に伴う混雑等により危険な事態が発生する場合には、必要な警告や指示を行う。

(8) 避難所等における安全確保等

市は、県警察が行う被災地、避難所等における犯罪の予防のための活動に必要な協力をを行うとともに、県警察と協力し、住民等からの相談に対応するなど、住民等の不安の軽減に努める。

(9) 動物の保護等に関する配慮

市は、「動物の保護等に関する地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講ずるよう努める。

- ・危険動物等の逸走対策。
- ・要避難地域等において飼養又は保管されていた家庭動物等の保護等。

(10) 通行禁止措置の周知

市は、道路の通行禁止等の措置を行ったときは、県警察と協力して、直ちに、住民等に周知徹底を図るよう努める。

(11) 県に対する要請等

市長は、避難住民の誘導に際して食料、飲料水、医療等が不足する場合には、知事に対して、必要な支援の要請を行う。

その際、特に、県による救護班等の応急医療体制との連携に注意する。

また、避難住民の誘導に係る資源配分について他の市と競合するなど広域的な調整が必要な場合は、知事に対して、所要の調整を行うよう要請する。

市長は、知事から、避難住民の誘導に関して、是正の指示があったときは、その指示の内容を踏まえて、適切な措置を講ずる。

(12) 避難住民の輸送の求め等

市長は、避難住民の輸送が必要な場合において、県との調整により、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対して、避難住民の運送を求める。

市長は、輸送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由なく運送の求めに応じないと認めるときは、指定公共機関にあっては、県を通じて国の対策本部長に対し、指定地方公共機関にあっては、県対策本部長に、その旨を通知する。

(13) 大規模集客施設等における避難

市は、大規模集客施設や旅客輸送関連施設の施設管理者等と連携し、施設の特性に応じ、当該施設等に滞在する者等についても、避難等の国民保護措置が円滑に実施できるよう必要な対策をとる。

(14) 避難住民の復帰のための措置

市長は、避難の指示が解除された時は、避難住民の復帰に関する要領を作成し、避難住民を復帰させるため必要な措置を講じる。

【都市部における住民の避難】

都市部の住民を実際に避難させる必要が生じた場合、基本指針においては、国の対策本部長は、あらかじめ避難の準備ができる場合を除いて、まず直ちに近傍の屋内施設に避難するよう避難措置の指示を行い、その後の事態の推移に応じて適切な指示を行うなど、混乱発生の防止に努めるものとされている。

知事は、国の対策本部長の避難措置の指示を踏まえ、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難の指示を行い、それ以外の場合には、屋内への避難の指示を行うとともに、その後の事態の推移に応じた国の対策本部長の指示を待って行う。

市は、知事の避難の指示を踏まえ、あらかじめ避難の準備ができる場合を除き、直ちに近隣の屋内施設に避難するよう避難誘導を行う。

また、避難の準備が整っている場合には、避難先地域への避難誘導を行う。

なお、市は、避難に当たって、大人数が集中することによる混乱を防ぐため、できる限り地域、自治協議会、学校、施設、事業所単位で集合し、災害時要援護者等に配慮しつつ、順次誘導を行う。

4 類型毎の留意事項

弾道ミサイル攻撃の場合

- ① 弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。
- ② 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難であり、また、弾道ミサイルの主体（国又は国に準じる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。

このため、市は、弾道ミサイル発射時に住民が適切な行動をとることができるように、全国瞬時警報システム（J·ALERT）による情報伝達及び弾道ミサイル落下時の行動について平素から周知に努めるとともに、弾道ミサイルが発射された場合には、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、国の対策本部長から避難措置の指示及び知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難住民の誘導を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を得たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させが必要となる。

以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく的確な措置を実施できるよう、現地調整所を設けて活動調整に当たることとする。

- ② ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般には狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃を受ける可能性が一般に高く、注意が必要である。

着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待つて対応することが必要となる。

このため、県計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき対応することとなる。

第5節 救援

市は、避難先地域において、避難住民（市外からの避難住民を含む）の救援を実施するため、その内容等について、以下のとおり定める。

第1項 救援の実施

1 救援の実施

市長は、知事を経由して、国の対策本部長による救援の指示を受けたときは、次に掲げる措置のうちで実施することとされた救援に関する措置を関係機関の協力を得て行う。

ただし、事態に照らし、緊急を要し、国の対策本部長による救援の指示を待ついとまがないと認められる場合には、当該指示を待たずに救援を行う。

- (1) 収容施設の供与。
- (2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与。
- (3) 医療の提供及び助産。
- (4) 被災者の搜索及び救出。
- (5) 埋葬及び火葬。
- (6) 電話その他の通信設備の提供。
- (7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理。
- (8) 学用品の給与。
- (9) 遺体の搜索及び処理。
- (10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。

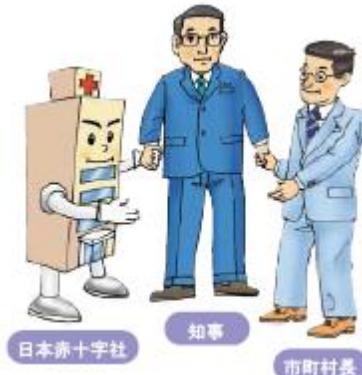
2 県による救援の実施に係る調整

市長は、指定都市が県と同様の立場で救援を行うことから、救援の円滑な実施のため、知事と事前の活動内容について調整を行い、緊密に連携して救助を行う。

第2項 関係機関との連携

1 県への要請等

市長は、救援を行うに際して、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対して国及び他の県に支援を求めるよう、具体的な支援内容を示して要請する。



2 他の市町村との連携

市長は、救援を行うに際して、救援を実施するために必要と判断したときは、知事に対し、県内の他の市町村との調整を行うよう要請する。

3 日本赤十字社との連携

市長は、救援の措置のうち必要とされる措置又はその応援について、日本赤十字社に委託することができる。この場合には、災害救助法における実務に準じた手続きにより行う。

4 緊急物資の運送

市長は、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、緊急物資の運送を求める場合は、避難住民の輸送に準じて行う。

第3項 救援の内容

1 救援の基準等

市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）に基づき救援の措

置を行う。市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、知事に対し、内閣総理大臣に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。

2 救援における県との連携

市長は、平素から準備した基礎的な資料を参考にし、市対策本部内に集約された情報をもとに、救援に関する措置を実施する。

また、県と連携して、N B C 攻撃等による特殊な医療活動の実施に留意する。

3 救援の実施に際しての留意点

救援の実施に際しては、それぞれ次の点に留意して行う。

(1) 収容施設の供与

- ア 避難所の候補の把握（住民を収容可能な学校、公民館等公的施設、社会福祉施設、設置可能な仮設小屋、天幕等とその用地の把握）。
- イ 仮設トイレの設置及び清掃・消毒等の適切な管理。
- ウ 避難所におけるプライバシーの確保への配慮。
- エ 高齢者、障がいのある方、その他特に配慮を要する者に対する福祉避難所の供与。
- オ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者、障がいのある方、その他特に配慮を要する者を収容する長期避難住宅等の供与。
- カ 収容期間が長期にわたる場合の対応（長期避難住宅等《賃貸住宅、宿泊施設の居室等を含む。》とその用地の把握。）
- キ 長期避難住宅等の設置のための資機材等に不足が生じた場合の対応。
- ク 提供対象人数及び世帯数の把握。

(2) 食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与

- ア 食品・飲料水及び生活必需品等の備蓄物資の確認。
- イ 物資の供給体制の整備、流通網の確認、不足が生じた場合の国等への支援要請。
- ウ 提供対象人数及び世帯数の把握。
- エ 引き渡し場所や集積場所の確認、運送手段の調達、物資輸送の際の交通規制。

(3) 医療の提供及び助産

- ア 医薬品、医療資機材、N B C 対応資機材等の所在の確認。
- イ 被災状況（被災者数、被災の程度等）の収集。
- ウ 救護班の編成、派遣及び活動に関する情報の収集。
- エ 避難住民等の健康状態の把握。
- オ 利用可能な医療施設、医療従事者の確保状況の把握。
- カ 医薬品、医療資機材等が不足した場合の対応。
- キ 物資の引渡し場所や一時集積場所の確保。
- ク 臨時の医療施設における応急医療体制の確保。

(4) 被災者の捜索及び救出

- ア 被災者の捜索及び救出の実施についての県警察及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携。
- イ 被災情報、安否情報等の情報収集への協力。

(5) 埋葬及び火葬

- ア 墓地及び火葬場の被災状況、墓地の埋葬可能数及び火葬場の火葬能力等の把握。
- イ 埋葬及び火葬すべき遺体の所在等についての情報集約体制。
- ウ 関係行政機関等との連携による墓地及び火葬場までの遺体の搬送体制の確保。
- エ あらかじめ策定している広域的な火葬計画等を踏まえた対応（「広域火葬計画の策定について（平成9年11月13日衛企第162号厚生省生活衛生局長通知）」参考）。
- オ 県警察及び海上保安庁等との連携による身元の確認、遺族等への遺体の引渡し等の実施。
- カ 国民保護法第122条及び国民保護法施行令第34条の規定に基づき墓地、埋葬等に関する法律及

び火葬の手続に係る特例が定められた場合の対応。(厚生労働省が定める同法第5条及び第14条の特例)

(6) 電話その他の通信設備の提供

- ア 収容施設で保有する電話その他通信設備等の状況把握。
- イ 電気通信事業者等との設備工事の実施等を含めた調整。
- ウ 電話その他の通信設備等の設置箇所の選定。
- エ 避難行動要支援者等への対応。

(7) 武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理

- ア 住宅の被災状況の収集体制(被災戸数、被災の程度。)
- イ 応急修理の施工者の把握、修理のための資材等の供給体制の確保。
- ウ 住宅の応急修理時期や優先箇所の決定。
- エ 応急修理の相談窓口の設置。

(8) 学用品の給与

- ア 児童生徒の被災状況の収集。
- イ 不足する学用品の把握。
- ウ 学用品の給与体制の確保。

(9) 行方不明者の搜索及び遺体の処置

- ア 行方不明者の搜索及び遺体の処置の実施についての県警察及び自衛隊・海上保安庁等の関係機関との連携。
- イ 被災情報、安否情報の確認。
- ウ 行方不明者の搜索及び遺体の処置の時期や場所の決定。
- エ 遺体の処置方法(遺体の洗浄、縫合、消毒等、一時保存《原則既存の建物》及び検案等の措置)。
- オ 遺体の一時保管場所の確保。

(10) 武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運び込まれた土石、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

- ア 障害物の除去の対象となる住所等の状況の収集。
- イ 障害物の除去の施工者との調整。
- ウ 障害物の除去の実施時期。
- エ 障害物の除去に関する相談窓口の設置。

第4項 医療活動等を実施する際に特に留意すべき事項

市は、N B Cによる攻撃、化学剤による攻撃の場合には、それぞれ、次に掲げる点に留意して医療活動を実施する。

1 核攻撃等又は武力攻撃原子力災害の場合の医療活動

- (1) 救護班を編成し、被ばく医療活動を行う場合、国等の支援、指導の下に、被ばく線量計による管理を行うなどの防護措置を講ずる。

- (2) 内閣総理大臣により被ばく医療派遣チームが派遣された場合、その指導の下、トリアージ(傷病者の治療優先順位を決定すること。)や汚染・被ばくの程度に応じた医療を実施する。

2 生物剤による攻撃の場合の医療活動

- (1) 病状等が既知の疾病と明らかに異なる感染症、又は重篤な感染症の患者が発生した場合、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)の枠組みに従い、必要に応じて感染症指定医療機関等への患者の移送及び入院措置を行う。また、医療関係者に対してワクチン接種を行うなどの防護措置を講ずる。

- (2) 国からの協力要請に応じて、国等の支援、指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。

3 化学剤による攻撃の場合の医療活動

- (1) 国からの協力要請に応じて、国等の支援、指導の下に救護班を編成し、医療活動を実施する。

第5項 救援の際の物資の売渡し要請等

1 救援の際の物資の売渡し要請等

市長は、救援を行うため必要があると認めるときは、国民保護法の規定に基づき、次の措置を講ずることができる。この場合において、緊急の必要があり、やむを得ない場合にのみ次の措置を講ずることに留意する。

なお、市長は、特定物資が緊急かつ大量に必要となる場合など市内で当該特定物資が十分に確保できない場合等において、特定物質の売渡し、収用、保管命令に関し、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対して支援を要請する。

- (1) 救援の実施に必要な医薬品等の物資であって、生産、販売、輸送等を業とする者が取り扱う物資（特定物資）について、その所有者に対する当該特定物資の売渡しの要請。
- (2) 前記の売渡し要請に対し、正当な理由がないにもかかわらずその所有者が応じない場合の特定物資の収用。
- (3) 特定物資を確保するための当該特定物資の保管命令。
- (4) 避難住民等に対する収容施設や臨時の医療施設を開設するための土地等の使用。（原則土地等の所有者及び占有者の同意が必要）
- (5) 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用に必要な立入検査。
- (6) 特定物資の保管を命じた者に対する報告の求め及び保管状況の検査。
- (7) 医療の要請及び指示。

注) 特定物資の収用、保管命令、土地等の使用にあっては、公用令書を交付する。

2 医療の要請等に従事する者の安全確保

市は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を行うよう要請し、又は医療を行うべきことを指示する場合には、当該医療関係者に当該医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を隨時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保に十分に配慮する。

第6節 安否情報の収集・提供

市は、安否情報の収集及び提供を行うに当たっては、他の国民保護措置の実施状況を勘案の上、その緊急性や必要性を踏まえて行うものとし、安否情報の収集、整理及び報告並びに照会への回答について必要な事項を以下のとおり定める。

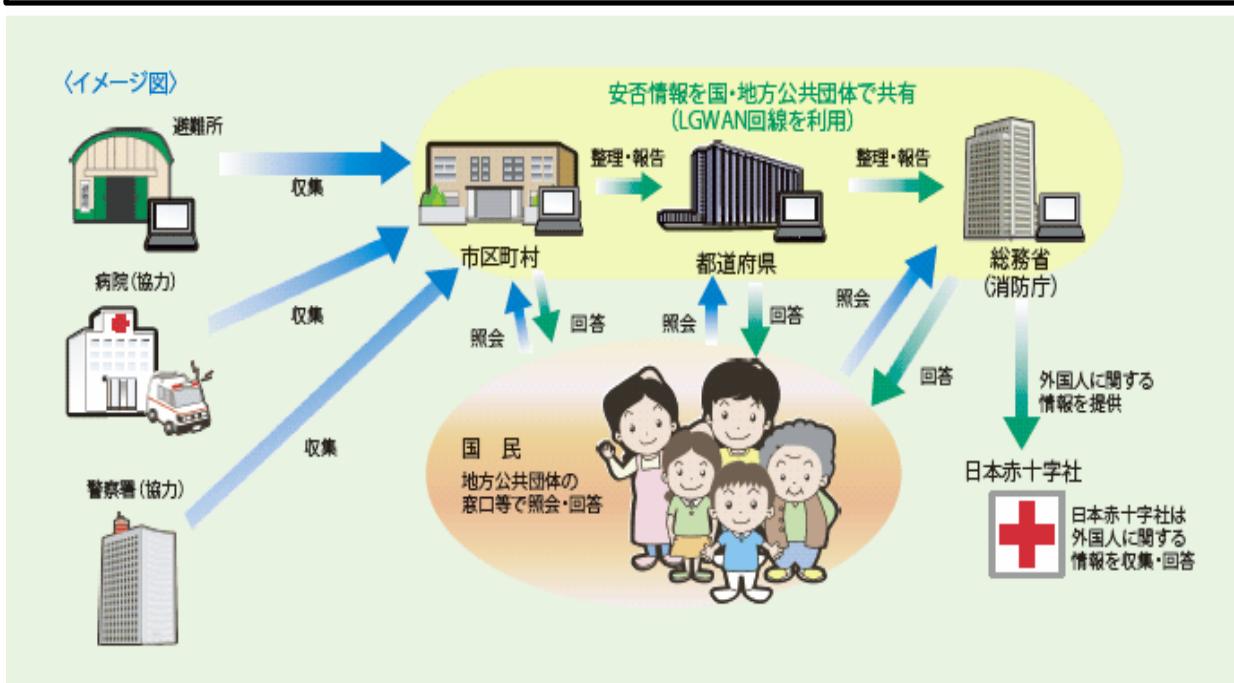
なお、国民保護法に基づく安否情報の収集及び提供等に係る事務（以下「安否情報事務」という。）を効率的に行うため、原則として、消防庁の武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）を利用する。

また、その利用に当たっては「安否情報システムを利用した安否情報事務処理ガイドライン（平成20年8月22日消防庁国民保護運用室）」の趣旨を踏まえ、適切な安否情報事務を行うものとする。

システムを図示すれば、以下のとおりである。

安否情報システムについて

- 国民保護法に規定される安否情報事務を効率的に行うためのシステム
- 個人情報の保護のため、LGWANを用いた高いセキュリティを確保
- 全国データを地方公共団体が共有し、国民からの照会に回答



第1項 安否情報の収集

1 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、平素から把握している市が管理する医療機関、諸学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行う。

安否情報の収集に当たっては、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については安否情報省令第1条に規定する様式第2号を用いて行う。

また、安否情報の収集は、避難所において、避難住民から任意で収集した情報のほか住民基本台帳等、市が平素から行政事務の円滑な遂行のために保有する情報等を活用して行う。



2 安否情報収集の協力要請

市は、安否情報を保有する運送機関、医療機関、報道機関等の関係機関に対し、必要な範囲において、安否情報の提供への協力をを行うよう要請する場合は、当該協力は各機関の業務の範囲内で行われるものであり、当該協力は各機関の自主的な判断に基づくものであることに留意する。

3 安否情報の整理

市は、自ら収集した安否情報について、できる限り重複を排除し、情報の正確性の確保を図るよう努める。この場合において、重複している情報や必ずしも真偽が定かでない情報についても、その旨がわかるように整理をしておく。

第2項 県に対する報告

市は、国民保護法第94条第1項の規定に基づく、県への報告に当たっては、原則として、安否情報システムにより行い、事態の状況により安否情報システムが利用できない場合は、安否情報省令第2条に規定する様式第3号に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）を電子メールで県に送付する。

ただし、事態が急迫してこれらの方法によることができない場合は、口頭や電話などの報告を行う。

第3項 安否情報の照会に対する回答

1 安否情報の照会の受付

- (1) 市は、安否情報の照会窓口、電話及びFAX番号、メールアドレスについて、市対策本部を設置すると同時に住民に周知する。
- (2) 住民からの安否情報の照会については、原則として市対策本部に設置する対応窓口に、安否情報省令第3条に規定する様式第4号に必要事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合や照会をしようとする者が遠隔地に居住している場合など、書面の提出によることができない場合は、口頭や電話、電子メールなどの照会も受け付ける。

2 安否情報の回答

- (1) 市は、当該照会に係る者の安否情報を保有及び整理している場合には、安否情報の照会を行う者の身分証明書にて、本人確認等を行うことにより、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により、知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、安否情報省令第4条に規定する様式第5号により、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答する。
- (2) 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、照会をしようとする者が必要とする安否情報に応じ、必要と考えられる安否情報項目を様式第5号により回答する。
- (3) 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

3 個人の情報の保護への配慮

- (1) 安否情報は個人の情報であることから、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するなど、安否情報データの管理を徹底する。
- (2) 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

第4項 日本赤十字社に対する協力

市は、日本赤十字社県支部の要請があったときは、当該要請に応じ、その保有する外国人に関する安否情報を提供する。

当該安否情報の提供に当たっても、第3項2、3と同様に、個人の情報の保護に配慮しつつ、情報の提供を行う。

第7節 武力攻撃災害への対処

市は、武力攻撃災害への対処においては、災害現場における通常の対応とともに、特殊な武力攻撃災害への対応、活動時の安全の確保に留意しながら他の機関との連携のもとで活動を行う必要があり、武力攻撃災害への対処に関して基本的な事項を以下のとおり定める。

第1項 武力攻撃災害への対処

1 武力攻撃災害への対処の基本的考え方

市長は、国や県等の関係機関と協力して、当該市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講ずる。

2 知事への措置要請

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずる場合において、武力攻撃により多数の死者が発生した場合や、N B C 攻撃による災害が発生し、国民保護措置を講ずるため高度な専門知識、訓練を受けた人員、特殊な装備等が必要となる場合など、市長が武力攻撃災害を防除し、及び軽減することが困難であると認めるときは、知事に対し、必要な措置の実施を要請する。

3 対処に当たる職員の安全の確保

市は、武力攻撃災害への対処措置に従事する職員について、必要な情報の提供や防護服の着用等の安全の確保のための措置を講ずる。

第2項 武力攻撃災害の兆候の通報

1 市長への通報

消防吏員等は、武力攻撃に伴って発生する火災や堤防の決壊、毒素等による動物の大量死、不発弾の発見などの武力攻撃災害の兆候を発見した者から通報を受けたときは、速やかに、その旨を市長に通報する。

2 知事への通知

市長は、武力攻撃災害の兆候を発見した者、消防吏員等から通報を受けた場合において、武力攻撃災害が発生するおそれがあり、これに対処する必要があると認めるときは、速やかにその旨を知事に通知する。

第3項 生活関連等施設における災害への対処等

市は、生活関連等施設などの特殊な対応が必要となる施設について、國の方針に基づき必要な対処が行えるよう、国、県その他の関係機関と連携した市の対処に関して、以下のとおり定める。

1 生活関連等施設の安全確保

(1) 生活関連等施設の状況の把握

市は、市対策本部を設置した場合においては、当該生活関連等施設の安全に関する情報、各施設における対処状況等の必要な情報を収集する。

(2) 消防機関による支援

消防局は、生活関連等施設の管理者から支援の求めがあったときは、指導、助言、連絡体制の強化、資機材の提供、職員の派遣など、可能な限り必要な支援を行う。また、自ら必要があると認めるときも、同様とする。

(3) 市が管理する施設の安全の確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、安全確保のた

めに必要な措置を行う。

この場合において、市長は、必要に応じ、県警察、海上保安部、消防機関等その他の行政機関に対し、支援を求める。

また、このほか、生活関連等施設以外の市が管理する施設についても、生活関連等施設における対応を参考にして、可能な範囲で警備の強化等の措置を講ずる。

2 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

(1) 危険物質等に関する措置命令

市長は、危険物質等に係る武力攻撃災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、危険物質等の取扱者に対し、武力攻撃災害発生防止のための必要な措置を講ずべきことを命ずる。

なお、避難住民の運送などの措置において当該物質等が必要となる場合は、関係機関と市町村対策本部で所要の調整を行う。

○ 危険物質等について市長が命ずることができる対象及び措置

【対象】

ア 消防本部等所在市の区域に設置される消防法第2条第7項の危険物の製造所、貯蔵所若しくは取扱所。（移送取扱所を除く）又は一の消防本部等所在市の区域のみに設置される移送取扱所において貯蔵し、又は取り扱うもの。（国民保護法施行令第29条）

イ 毒物及び劇物取締法第2条第1項の毒物及び同上第2項の劇物（同法第3条第3項の毒物劇物営業者、同法第3条の2第1項の特定毒物研究者並びに当該毒物及び劇物を業務上取り扱う者が取り扱うものに限る。）を毒物及び劇物取締法第4条第1項の登録を受けた者が取り扱うもの（地域保健法第5条第1項の政令により市又は特別区が登録の権限を有する場合）

【措置】

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限。（危険物については、消防法第12条の3、毒物劇物については、国民保護法第103条第3項第1号）

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限。（国民保護法第103条第3項第2号）

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄。（国民保護法第103条第3項第3号）

(2) 警備の強化及び危険物質等の管理状況報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求める。また、市長は、(1)の【措置】のアからウを講ずるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

第4項 武力攻撃による原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処等

市には原子力発電所は所在しないが、近隣県に所在することから、武力攻撃原子力災害への対処等については、国の方針に基づき必要な措置を講ずるものとし、また、N B C攻撃による災害への対処については、国の方針に基づき必要な措置を講ずる。このため、武力攻撃原子力災害及びN B C攻撃による災害への対処に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

1 武力攻撃による原子力災害への対処

市は、近隣県の原子力発電所が武力攻撃災害を受けた場合における周囲への影響に照らし、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、次に掲げる措置を講ずる。

(1) 放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報及び公示等

ア 市長は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報を原子力防災管理者から受けたとき又は内閣総理大臣及び原子力規制委員会（事業所外運搬に起因する場合にあっては、内閣総理大臣、原子力規制委員会及び国土交通大臣。以下同じ。）若しくは知事から通知を受けたときは、あらかじめ定める連絡方法により、区域を所轄する消防機関に連絡する。

イ 市長は、消防機関等からの連絡により、放射性物質等の放出又は放出のおそれがあるとの情報を原子力事業者、内閣総理大臣、原子力規制委員会又は県より先に把握した場合には、直ちに原子力事業

者にその内容を確認するとともに、その旨を内閣総理大臣及び原子力規制委員会並びに知事に通報する。

(2) 住民の避難誘導

ア 市長は、知事が住民に対し避難の指示を行った場合には、当該指示等の内容を踏まえ、避難実施要領を策定し、住民の避難誘導を行う。

イ 市長は、事態の状況により避難の指示を待ついとまがない場合は、その判断により、地域の住民に対し、退避を指示し、その旨を知事に通知する。

(3) 国への措置命令の要請等

市長は、住民の生命、身体及び財産を保護するために、武力攻撃原子力災害の発生等を防止する必要があると認めるときは、関係する指定行政機関の長が、必要な措置を講ずべきことを命令するように知事に要請を求める。

(4) 安定ヨウ素剤の服用

市長は、安定ヨウ素剤の予防服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には、国の対策本部長による服用時期の指示に基づき、県やその他の関係機関と協力して住民に安定ヨウ素剤を配布し、服用を指示するほか、事態の状況により、その判断に基づき服用すべき時機の指示その他の必要な措置を講ずる。

なお、安定ヨウ素剤の投与については、熊本市地域防災計画（原子力災害対策計画）の定めの例により行うものとする。

(5) 職員の安全の確保

市長は、武力攻撃原子力災害に係る情報について、武力攻撃原子力災害に係る情報について県対策本部等から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる職員の安全の確保に配慮する。

(6) モニタリングの実施

市長は、所在県における原子力緊急事態解除宣言が行われる等、放射性物質等の放出又は放出のおそれがなくなった後も、継続して環境放射線モニタリングを実施し、その結果を公表する。

(7) 避難退域時検査及び簡易除染の実施

市長は、避難の際の住民等に対して、市内の医療機関等の協力を得て、避難所等でのサーベイメータ等を用いた放射性物質の汚染検査（スクリーニング）、ふき取り等の簡易除染、安定ヨウ素剤投与及び健康相談等を実施する。

(8) 飲食物の摂取制限等

市長は、放射性物質等による汚染状況の調査の結果等により、次表の「飲食物摂取制限に関する指標」を超え、又は超えるおそれがあると認められた場合は、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止の措置及び汚染飲食物の摂取制限等必要な措置をとる。

【飲食物摂取制限に関する指標】

対象	放射性ヨウ素(混合核種の代表核種：I-131)	放射性セシウム
飲料水、牛乳・乳製品	300 Bq/kg 以上	200 Bq/kg 以上
野菜類	2000 Bq/kg 以上	500 Bq/kg 以上
穀類、肉・卵・魚その他	—	500 Bq/kg 以上

2 N B C 攻撃による災害への対処

市は、N B C 攻撃による汚染が生じた場合の対処について、国による基本的な方針を踏まえた対応を行うことを基本とし、特に、対処の現場における初動的な応急措置を講ずる。

(1) 応急措置の実施

市長は、N B C攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定する。

市は、保有する装備・資機材等により対応可能な範囲内で関係機関とともに、原因物質の特定、被災者の救助等の活動を行う。

(2) 国の方針に基づく措置の実施

市は、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、汚染拡大防止のための措置を講ずる場合においては、内閣総理大臣の基本的な方針及びそれに基づく各省庁における活動内容について、県を通じて国から必要な情報を入手するとともに、当該方針に基づいて、所要の措置を講ずる。

(3) 関係機関との連携

市長は、N B C攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行う。

その際、必要により現地調整所を設置し（又はすでに現地調整所が設置されている場合は、職員を参画させ）、現場における関係機関の活動調整の円滑化を図るとともに、市長は、現地調整所の職員から最新の情報についての報告を受けて、当該情報をもとに、県に対して必要な資機材や応援等の要請を行う。

(4) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県と連携し、下記の点に留意して措置を講ずる。

ア 核攻撃等の場合

市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、汚染の範囲特定に資する被災情報を県に直ちに報告する。

また、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関と連携して、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施する。

イ 生物剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、関係機関が行う汚染の原因物質の特定等に資する情報収集などの活動を行う。

また、関係機関と連携して、消毒等の措置を行う。

ウ 化学剤による攻撃の場合

市は、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに関係機関が行う原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、被災者の救助及び除染等に資する情報収集などの活動を行う。

(5) 市長の権限

市長は、知事より汚染の拡大を防止するため協力の要請があったときは、措置の実施に当たり、県警察等関係機関と調整しつつ、次の表に掲げる権限行使する。

対象物件等	措置
1号 飲食物、衣類、寝具その他の物件	占有者に対し、以下を命ずる。 ・移動の制限 ・移動の禁止 ・廃棄
2号 生活の用に供する水	管理者に対し、以下を命ずる。 ・使用の制限又は禁止 ・給水の制限又は禁止
3号 遺体	・移動の制限 ・移動の禁止
4号 飲食物、衣類、寝具その他の物件	・廃棄
5号 建物	・立入りの制限 ・立入りの禁止

6号	場所	・封鎖 ・交通の制限 ・交通の遮断
----	----	-------------------------

(国民保護法第108条による)

市長は、上記表中の第1号から第4号までに掲げる権限を行使するときは、当該措置の名あて人に対し、次の表に掲げる事項を通知する。ただし、差し迫った必要があるときは、当該措置を講じた後、相当の期間内に、同事項を当該措置の名あて人（上記表中の占有者、管理者等）に通知する。

上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使するときは、適当な場所に次の表に掲げる事項を掲示する。ただし、差し迫った必要があるときは、その職員が現場で指示を行う。

1. 当該措置を講ずる旨
2. 当該措置を講ずる理由
3. 当該措置の対象となる物件、生活の用に供する水又は遺体（上記表中第5号及び第6号に掲げる権限を行使する場合にあっては、当該措置の対象となる建物又は場所）
4. 当該措置を講ずる時期
5. 当該措置の内容

(6) 要員の安全の確保

市長は、N B C攻撃を受けた場合、武力攻撃災害の状況等の情報を現地調整所や県から積極的な収集に努め、当該情報を速やかに提供するなどにより、応急対策を講ずる要員の安全の確保に配慮する。

第5項 応急措置等

市は、武力攻撃災害が発生した場合において、特に必要があると認めるときは、自らの判断に基づき、退避の指示や警戒区域の設定を行うことが必要であり、それぞれの措置の実施に必要な事項について、以下のとおり定める。

1 退避の指示

(1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行う。

この場合において、退避の指示に際し、必要により現地調整所を設けて（又は、関係機関により設置されている場合には、職員を早急に派遣し）、関係機関との情報の共有や活動内容の調整を行う。

ア 退避の指示について

退避の指示は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を一時的に避けるため、特に必要がある場合に地域の実情に精通している市長が独自の判断で住民を一時的に退避させるものである。

ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合には、住民に危険が及ぶことを防止するため、県対策本部長による避難の指示を待ついとまがない場合もあることから、市長は、被害発生の現場からの情報を受けて、その緊急性等を勘案して付近の住民に退避の指示をする。

イ 屋内退避の指示について

市長は、住民に退避の指示を行う場合において、その場から移動するよりも、屋内に留まる方がより危険性が少ないと考えられるときには、「屋内への退避」を指示する。「屋内への退避」は、次のような場合に行うものとする。

（ア）N B C攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき。

（イ）敵のゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき。

(2) 退避の指示に伴う措置等

ア 市は、退避の指示を行ったときは、防災行政無線等により速やかに住民に伝達するとともに、放送

事業者に対してその内容を連絡する。

また、退避の指示の内容等について、知事及び関係機関に通知を行う。退避の必要がなくなったとして、指示を解除した場合も同様に伝達等を行う。

イ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から退避の指示をした旨の通知を受けた場合は、退避の指示を行った理由、指示の内容等について情報の共有を図り、退避の実施に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保等

ア 市長は、退避の指示を住民に伝達する市の職員に対して、二次被害が生じないよう国及び県からの情報や市で把握した武力攻撃災害の状況、関係機関の活動状況等についての最新情報を共有するほか、県警察及び海上保安部等と現地調整所等において連携を密にし、活動時の安全の確保に配慮する。

イ 市の職員及び消防団員が退避の指示に係る地域において活動する際には、市長は、必要に応じて県警察、海上保安部等、自衛隊の意見を聞くなど安全確認を行った上で活動させるとともに、各職員が最新の情報を入手できるよう緊急の連絡手段を確保し、また、地域からの退避方法等の確認を行う。

ウ 市長は、退避の指示を行う市の職員に対して、武力攻撃事態等においては、必ず特殊標章等を交付し、着用させる。

2 避難区域の設定

(1) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民からの通報内容、関係機関からの情報提供、現地調整所等における関係機関の助言等から判断し、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

○ 警戒区域の設定について

警戒区域の設定は、武力攻撃災害に伴う目前の危険を避けるため、特に必要がある場合において、退避の指示と同様に、地域の実情に精通している市長が独自の判断で一時的な立入制限区域を設けるものである。



(2) 警戒区域の設定に伴う措置等

ア 市長は、警戒区域の設定に際しては、市対策本部に集約された情報の

ほか、現地調整所における県警察、海上保安部等、自衛隊からの助言を踏まえて、その範囲等を決定する。また、事態の状況の変化等を踏まえて、警戒区域の範囲の変更等を行う。

N B C 攻撃により汚染された可能性のある地域については、専門的な知見や装備等を有する機関に対して、必要な情報の提供を求め、その助言を踏まえて区域を設定する。

イ 市長は、警戒区域の設定に当たっては、ロープ、標示板等で区域を明示し、広報車等を活用し、住民に広報・周知する。また、放送事業者に対してその内容を連絡する。

ウ 警戒区域内では、交通の要所に職員を配置し、県警察、海上保安部等、消防機関等と連携して、車両及び住民が立ち入らないよう必要な措置を講ずるとともに、不測の事態に迅速に対応できるよう、現地調整所等における関係機関との情報共有にもとづき、緊急時の連絡体制を確保する。

エ 市長は、知事、警察官、海上保安官又は自衛官から警戒区域の設定を行った旨の通知を受けた場合は、警戒区域を設定する理由、設定範囲等について情報の共有を図り、警戒区域設定に伴い必要な活動について調整を行う。

(3) 安全の確保

市長は、警戒区域の設定を行った場合についても、退避の指示の場合と同様、区域内で活動する職員の安全の確保を図る。

3 応急公費負担等

(1) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害拡大防止のために必要な限度において、当該設備又は物件の除去、保安その他必要な措置を講ずべきことを指示する。

(2) 応急公用負担

市長は、国民保護法第113条により武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるため緊急の必要があると認めるときは、次に掲げる措置を講ずる。

ア 他人の土地、建物その他の工作物の一時使用又は土石、竹木その他の物件の使用若しくは収用。

イ 武力攻撃災害を受けた現場の工作物又は物件で当該武力攻撃災害への対処に関する措置の実施の支障となるものの除去その他必要な措置。（工作物等を除去したときは、保管）

4 消防に関する措置等

(1) 市が行う措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じる。



(2) 消防機関の活動

消防機関は、その施設及び人員を活用して、国民保護法のほか、消防組織法、消防法その他の法令に基づき、武力攻撃災害から住民を保護するため、消防職員、消防団員の活動上の安全確保に配意しつつ、消火活動及び救助・救急活動等を行い、武力攻撃災害を防除し、及び軽減する。

この場合において、消防本部及び消防署は、その装備・資機材・人員・技能等を活用し武力攻撃災害への対処を行うとともに、消防団は、消防長又は消防署長の所轄の下で、消防団が保有する装備・資機材等の活動能力に応じ地域の実状に即した活動を行う。

(3) 消防相互応援協定等に基づく応援要請

市長は、市の消防力のみをもってしては対処できないと判断した場合は、知事又は他の市町村長若しくは消防組合の管理者若しくは長に対し、熊本県消防相互応援協定等に基づく消防の応援要請を行う。

(4) 緊急消防援助隊等の応援要請

市長は、熊本県内による消防の応援のみでは十分な対応が取れないと判断した場合又は、武力攻撃災害の規模等に照らし緊急を要するなど必要と判断した場合は、緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画及び緊急消防援助隊運用要綱に基づき、知事を通じ又は、必要に応じ、直接に消防庁長官に対し、緊急消防援助隊等による消火活動及び救助・救急活動の応援等を要請する。

(5) 消防の応援の受け入れ体制の確立

市長は、消防に関する応援要請を行ったとき及び、消防庁長官の指示により緊急消防援助隊の出動に関する指示が行われた場合、これらの消防部隊の応援が円滑かつ適切に行なわれるよう、県知事と連携し、あらかじめ定めた受援計画に基づき、出動部隊に関する情報を収集するとともに、進出拠点等に関する調整や指揮体制の確立を図るなど、消防の応援の受け入れに関する必要な事項の調整を行う。

(6) 消防の相互応援に関する出動

市長は、他の被災市町村の長から、相互応援協定等に基づく応援要請があった場合及び消防庁長官による緊急消防援助隊等の出動指示があった場合に伴う消防の応援を迅速かつ円滑に実施するために、武力攻撃災害の発生状況を考慮し、県知事との連絡体制を確保するとともに、消防局長と連携し、応援計画に基づき、出動可能な消防部隊の把握を行うなど、消防の応援出動等のための必要な措置を行う。

(7) 医療機関との連携

市長は、搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供、トリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行う。

(8) 安全の確保

ア 市長は、消火活動及び救助・救急活動等を行う要員に対し、二次被害を生じることがないよう、国対策本部及び県対策本部からの情報を市対策本部に集約し、全ての最新情報を提供するとともに、県警察等との連携した活動体制を確立するなど、安全の確保のための必要な措置を行う。

イ 市長は、必要により現地に職員を派遣し、県警察、海上保安部等、自衛隊等と共に現地調整所を設けて、各機関の情報の共有、連絡調整にあたらせるとともに、市対策本部との連絡を確保させるなど安全の確保のための必要な措置を行う。

ウ 市長は、被災地以外の場合であっても知事又は消防庁長官から消防の応援等の指示を受けたときは、武力攻撃の状況及び予測、武力攻撃災害の状況、災害の種別、防護可能な資機材、設備、薬剤等に関する情報を収集するとともに、出動する要員に対し情報の提供及び支援を行う。

エ 消防団は、施設・装備・資機材及び通常の活動体制を考慮し、災害現場においては、消防局と連携し、その活動支援を行うなど団員に危険が及ばない範囲に限定して活動する。

オ 市長は、特に現場で活動する消防職員、消防団員、市職員等に対し、必ず特殊標章等を交付し着用させるものとする。

第8節 被災情報の収集及び報告

市は、被災情報を収集するとともに、知事に報告することとされていることから、被災情報の収集及び報告に当たり必要な事項について、以下のとおり定める。

第1項 被災情報の収集及び報告

1 被災情報の収集

(1) 市は、電話、市防災行政無線その他の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集する。

(2) 市は、被災情報収集に当たっては消防機関、県警察、海上保安部等との連絡を密にするとともに、特に消防局は、機動的な情報収集活動を行うため、必要に応じ消防車両等を活用した情報の収集を行う。

2 被災情報の報告

市は、隨時被災情報の収集に努めるとともに、収集した情報について、あらかじめ定めた即報様式（第1号様式～第4号様式）に従い、県及び総務省消防庁に対し火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付け消防災第267号消防庁長官通知）に基づき、電子メール、FAX等により直ちに報告する。また、住民避難が必要となるような状況が生じた場合、「武力攻撃事態等における住民の避難に関する措置に係る情報の報告について」（平成25年3月28日付け消防運第25号）に基づき、火災・災害等即報要領に基づく報告とは別に、様式「避難に関する事項」により県へ速やかに報告する。

第9節 保健衛生の確保その他の措置

市は、避難所等の保健衛生の確保を図り、武力攻撃災害により発生した廃棄物の処理を適切かつ迅速に行なうことが重要であることから、保健衛生の確保その他の措置に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1項 保健衛生の確保

市は、避難先地域における避難住民等についての状況等を把握し、その状況に応じて、地域防災計画に準じて、次に掲げる措置を実施する。

1 保健衛生対策

市は、避難先地域において、県と連携し医師等保健医療関係者による健康相談、指導等を実施する。この場合において、高齢者、障がいのある方、その他特に配慮を要する者的心身双方の健康状態には特段の配慮を行う。

2 防疫対策

市は、避難住民等が生活環境の悪化、病原体に対する抵抗力の低下による感染症等の発生を防ぐため、県等と連携し感染症予防のための啓発、健康診断及び消毒等の措置を実施する。

3 食品衛生確保対策

市は、避難先地域における食中毒等の防止をするため、県と連携し、食品等の衛生確保のための措置を実施する。

4 飲料水衛生確保対策

- (1) 市は、避難先地域における感染症等の防止をするため、県と連携し、飲料水確保、飲料水の衛生確保のための措置及び飲料水に関して保健衛生上留意すべき事項等についての住民に対して情報提供を実施する。
- (2) 市は、地域防災計画の定めに準じて、水道水の供給体制を整備する。
- (3) 市は、水道施設の被害状況の把握を行うとともに、供給能力が不足する、または、不足すると予想される場合については、県に対して水道用水の緊急応援にかかる要請を行う。

5 栄養指導対策

市は、避難先地域の住民の健康維持のため、栄養管理、栄養相談及び指導を県と連携し実施する。

第2項 廃棄物の処理

1 廃棄物処理の特例

- (1) 市は、環境大臣が指定する特例地域においては、県と連携し廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく廃棄物処理業の許可を受けていない者に対して、必要に応じ、環境大臣が定める特例基準に定めるところにより、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行わせる。
- (2) 市は、(1)により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたことが判明したときは、速やかにその者に対し、期限を定めて廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他の必要な措置を講ずべきことを指示するなど、特例基準に従うよう指導する。

2 廃棄物処理対策

- (1) 市は、地域防災計画の定めに準じて、「震災廃棄物対策指針」（平成10年厚生省生活衛生局作成）等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。
- (2) 市は、廃棄物関連施設などの被害状況の把握を行うとともに、処理能力が不足する、または不足すると予想される場合については、県に対して他の市との応援等にかかる要請を行う。

第10節 国民生活の安定に関する措置

市は、武力攻撃事態等においては、水の安定的な供給等を実施することから、国民生活の安定に関する措置について、以下のとおり定める。

第1項 生活関連物資等の価格安定

市は、武力攻撃事態等において、物価の安定を図り、国民生活との関連性が高い物資若しくは役務又は国民経済上重要な物資若しくは役務(以下「生活関連物資等」という。)の適切な供給を図るとともに、価格の高騰や買占め及び売惜しみを防止するために県等の関係機関が実施する措置に協力する。

第2項 避難住民等の生活安定等

1 被災児童生徒等に対する教育

市教育委員会は、県教育委員会と連携し、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないようにするため、避難先での学習機会の確保、教科書の供給、授業料の減免、被災による生活困窮家庭の児童生徒に対する就学援助等を行うとともに、避難住民等が被災地に復帰する際の必要に応じた学校施設等の応急復旧等を関係機関と連携し、適切な措置を講ずる。

2 公的徴収金の減免等

市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付または納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む)の徴収猶予及び減免の措置を災害の状況に応じて実施する。

3 就労状況の把握と雇用の確保

市は、被災者等の就労状況の把握に努めるとともに、厚生労働省の職業紹介所等の雇用施策及び被災地域における雇用の維持に関する措置に協力し、その避難住民等、被災地域等の実情に応じた雇用確保等に努める。

4 生活再建資金の融資等

市は、武力攻撃災害により住居・家財及び事業所等に被害を受けた者が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、自然災害時の制度等を参考にしつつ、被災状況に応じた制度の実施等の対応を検討するとともに、その円滑な実施を目的に総合的な相談窓口を開設し、当該総合窓口を中心に戸籍者、事業者等に応じた対応を実施する。

第3項 生活基盤等の確保

1 水の安定的な供給

水道事業者として市は、消毒その他衛生上の措置、被害状況に応じた送水停止等、武力攻撃事態等において、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

2 公共的施設の適切な管理

市は、道路及び港湾等の管理者として当該公共的施設を適切に管理する。

第11節 特殊標章等の交付及び管理

市は、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書に規定される赤十字標章及び、身分証明書（以下「赤十字標章等」という）、国際的な特殊標章及び身分証明書（以下「特殊標章等」という。）を交付及び管理し、これらの標章等の適切な交付及び管理に必要な事項について、以下のとおり定める。

○ 赤十字標章等及び特殊標章等の意義について

1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（第一追加議定書）において規定される国際的な特殊標章等は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力（以下この章において「職務等」という。）を行う者及びこれらの者が行う職務等に使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下この章において「場所等」という。）を識別するために使用することができ、それらは、ジュネーブ諸条約及び第一追加議定書の規定に従って保護される。

第1項 国民保護で規定される赤十字標章等及び特殊標章等

1 赤十字標章等

(1) 標章

第一追加議定書（1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I））第8条（1）に規定される特殊標章。（白地に赤十字、赤新月又は赤のライオン及び太陽から成る）

(2) 信号

第一追加議定書第8条（m）に規定される特殊記号。（医療組織又は医療用輸送手段のための信号又は通報）

(3) 身分証明書

第一追加議定書第18条3に規定される身分証明書。（様式のひな形は次頁のとおり）

(4) 識別対象

医療関係者、医療機関、医療のために使用される場所及び医療用輸送手段等。

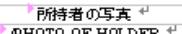


（白地に赤十字）

表面

	
▶ (この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD	
常時の 自衛隊の衛生要員等以外の 医療関係者用 臨時の PERMANENT for civilian medical personnel TEMPORARY	
氏名/Name	
生年月日/Date of birth	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 <i>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</i>	
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry	

裏面

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: Blood type		
		
所持者の写真 A PHOTO OF HOLDER		
印影/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

2 特殊標章等

(1) 特殊標章

第一追加議定書第66条3に規定される国際的な特殊標章。（オレンジ色地に青の正三角形）

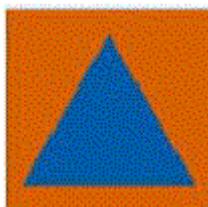
(2) 身分証明書

第一追加議定書第66条3に規定される身分証明書。（様式のひな型は下記のとおり）

(3) 識別対象

国民保護措置に係る職務等を行う者、国民保護措置に係る協力等のために使用される場所等。

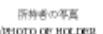
表面



（オレンジ色地に
青の正三角形）

裏面

	
▶ (この証明書を交付等 する許可権者の名を記 載するための余白)	
身分証明書 IDENTITY CARD	
国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel	
氏名/Name	
生年月日/Date of birth	
この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーヴ諸条約及び1949年8月12日のジュネーヴ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 <i>The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</i>	
交付等の年月日/Date of issue 証明書番号/No. of card 許可権者の署名/Signature of issuing authority	
有効期間の満了日/Date of expiry	

身長/Height	眼の色/Eyes	頭髪の色/Hair
その他の特徴又は情報/Other distinguishing marks or information: Blood type		
		
所持者の写真 A PHOTO OF HOLDER		
印影/Stamp	所持者の署名/Signature of holder	

（日本工業規格A7（横74ミリメートル、縦105ミリメートル））

第2項 赤十字標章等及び特殊標章等の交付及び管理

市長は、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制担当）通知」に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等及び特殊標章等を交付及び使用させる。

1 赤十字標章等の交付及び管理

市長は、国の定める赤十字標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成したうえで、以下に示す医療関係者等に対し、赤十字標章等を交付及び使用させる。

(1) 避難住民等の救援を行う医療機関又は医療関係者。

(2) 避難住民等の救援に必要な援助について協力をする医療機関または医療関係者 ((1)及び(2)に掲げる者の委託により医療に係る業務を行う者を含む)。

2 特殊表章等の交付及び管理

市長及び消防局長は、国の定める特殊標章等の交付等に関する基準・手続等に基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれ以下に示す職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させる。

(1) 市長

- ・市の職員（消防局長の所轄の消防職員を除く。）で国民保護措置に係る職務を行うもの。
- ・消防団長及び消防団員。
- ・市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者。
- ・市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者。

(2) 消防局長

- ・消防局長の所轄の消防職員で国民保護措置に係る職務を行うもの。
- ・消防局長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者。
- ・消防局長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者。

3 赤十字標章等及び特殊標章等に係る普及啓発

市は、国、県及びその他関係機関と協力しつつ、赤十字標章等及び特殊標章等の意義及びその使用に当たっての濫用防止について、教育や学習の場などの様々な機会を通じて啓発に努める。

第4章 復旧等

第1節 応急の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃事態の推移を考慮し、一時的な修繕や補修など応急の復旧のため必要な措置を講じることとし、応急の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

第1項 基本的考え方

1 市が管理する施設及び設備の緊急点検等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行う。

2 通信機器の応急の復旧

市は、武力攻撃災害の発生により、防災行政無線等関係機関との通信機器に被害が発生した場合には、予備機への切替等を行うとともに、保守要員により速やかな復旧措置を講ずる。また、復旧措置を講じてもなお障害がある場合は、他の通信手段により関係機関との連絡を行うものとし、直ちに県を通じて総務省にその状況を連絡する。

3 県に対する支援要請

市は、応急の復旧のための措置を講ずるに当たり必要があると認める場合には、県に対し、それぞれ必要な人員や資機材の提供、技術的助言その他必要な措置に関し支援を求める。

第2項 公共的施設の応急の復旧

1 ライフライン施設

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、市が管理するライフライン施設について、速やかに被害の状況を把握するとともに、被害の状況に応じて、応急の復旧のための措置を講ずる。

2 道路、漁港施設等

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、その管理する道路、漁港施設等について、速やかに被害の状況を把握し、その状況を県に報告するとともに、被害の状況に応じて、障害物の除去その他避難住民の輸送の確保に必要な応急の復旧のための措置を講ずる。

第2節 武力攻撃災害の復旧

市は、その管理する施設及び設備について、武力攻撃災害による被害が発生したときは、武力攻撃災害の復旧を行うこととし、武力攻撃災害の復旧に関する必要な事項について、以下のとおり定める。

第1項 国における所要の法制の整備等

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けた国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施する。

第2項 市が管理する施設及び設備の復旧

市は、武力攻撃災害により市の管理する施設及び設備が被災した場合は、被災の状況、周辺地域の状況等を勘案しつつ迅速な復旧を行う。また、必要があると判断するときは、地域の実情等を勘案し、県と連携して、当面の復旧の方向を定める。

第3節 国民保護措置に要した費用の支弁等

市が国民保護措置の実施に要した費用については、原則として国が負担することとされており、国民保護措置に要した費用の支弁等に関する手続等に必要な事項について、以下のとおり定める。

第1項 国民保護措置に要した費用の支弁、国への負担金の請求

1 国に対する負担金の請求方法

市は、国民保護措置の実施に要した費用で市が支弁したものについては、国民保護法により原則として国が負担することとされていることから、別途国が定めるところにより、国に対し負担金の請求を行う。

2 関係書類の保管

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置の実施に要する費用の支出に当たっては、その支出額を証明する書類等を保管する。

第2項 損失補償、実費弁償及び損害補償

1 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ずべき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行う。

2 実費弁償

市は、国民保護法に基づいて行った医療の実施の要請又は指示に従って医療を行う医療関係者に対しては、国民保護法施行令で定める基準に従い、その実費を弁償する。

3 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行う。

第3項 総合調整及び指示に係る損失の補てん

市は、県の対策本部長が総合調整を行い、又は避難住民の誘導若しくは避難住民の運送に係る指示をした場合において、当該総合調整又は指示に基づく措置の実施に当たって損失を受けたときは、国民保護法施行令に定める手続に従い、県に対して損失の請求を行う。

ただし、市の責めに帰すべき事由により損失が生じたときは、この限りではない。

第5章 緊急対処事態への対処

第1節 緊急対処事態への対処

緊急対処事態への対処について必要な事項を定める。

第1項 緊急対処事態

市国民保護計画が対象として想定する緊急対処事態については、第1章第5節第2項に掲げるとおりである。

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行う。

第2項 緊急対処事態における警報の通知及び伝達

緊急対処事態においては、国の対策本部長により、攻撃の被害又はその影響の及ぶ範囲を勘案して、警報の内容の通知・伝達の対象となる地域の範囲が決定されることを踏まえ、市は、緊急対処事態における警報については、その内容を通知及び伝達の対象となる地域を管轄する機関及び当該地域に所在する施設の管理者等に対し通知及び伝達を行う。

緊急対処事態における警報の内容の通知及び伝達については、上記によるほか、武力攻撃事態等における警報の内容の通知及び伝達に準じて、これを行う。